

目次

利根郡信用金庫と地域社会	3
CSR (企業の社会的責任と地域貢献活動)	5
地域密着型金融の取り組み状況	7
総代会制度について	. 9
とねしんの概要	11
店舗一覧	
沿 革	13
ご当地キャラクター	
とねしんの考え方	18
営業のご案内	24
とねしんの状況 (資料編)	32

とねしん

経営理念

- 1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
- 2. 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
- 3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

ビジョン

- 1. 地域社会の発展と会員・顧客の繁栄に奉仕するため、健全なる経営のもとに業績の進展に努める。
- 2. 役職員一体となり相互に信頼と 理解を深め、希望に満ちた明る い職場をつくる。

行動指針

- 1. 私たちは地域社会の一員として誇りをもって行動します。
- 2. 私たちは積極かつ迅速に行動します。
- 3. 私たちは何事にも信念をもって行動します。
- 4. 私たちは明るい笑顔、感謝の心をもって行動します。
- 5. 私たちはより高い目標に向かって行動します。

ごあいさつ

皆様には平素より私ども利根郡信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。役職員一同、 心より御礼申し上げます。

当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、本年もディスクロージャー誌「とねしんレポート 2015 を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営方針や業務内容・業績のほか、この1年間に皆様と特にご関係のあります話題などについて、なるべく見やすく掲載することを心掛けました。当金庫の経営内容をご理解いただければ幸いに存じます。

平成26年度のわが国経済は、アベノミクスの推進による円安・株高が持続し、緩やかな回復基調を続けているものの、消費増税後の駆け込み需要の反動や天候不順の影響から個人消費と設備投資が落ち込むなど、次第に停滞感が強まってきております。

政府は、昨年6月下旬に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」と「日本再興戦略」の改訂版を策定し、地域経済に好循環をもたらす「ローカルアベノミクス」を提唱し、地方創生に積極的に取り組むこととしております。地域金融機関である当金庫としましては、地方創生の実現に向けた具体的な経済対策・中小企業対策が実行に移され、経済の好循環の波が早期に地方に広がってくることを期待しております。

当金庫は、共同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の支援と地域経済の発展に取り組んでまいりました。今後は、アベノミクスの唱える「地方創生」に呼応して、つなぐ力を引き続き発揮すると共に、地域における課題解決力を一層強化し、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく全力を挙げてまいる所存であります。

当金庫は、平成27年度より「しんきんスクラム強化3か年計画」を新たにスタートさせました。果敢に挑戦していく決意のもと、信用金庫の独自性・特性を活かしながら、お客様や地域の成長・発展等に資する取り組みを持続していくとこにより、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指しております。

こうした中で、当金庫の平成26年度預金残高は公的年金等の積極的な推進等により、また、貸出残高は、新規・肩代りの積極的な推進等により概ね順調に推移いたしました。

その結果、預金残高は、対前期比約23億円増加の1,671億円、貸出金残高は、対前期比約25億円増加の908億円となりました。当期純利益は4億83百万となり、健全性を表す指標である自己資本比率については、対前期比0.73ポイント上昇し10.66%となり国内基準の金融機関の健全性の指標である4%を大きく上回る水準を維持しております。

本年度も当金庫は、従来より掲げました地域金融機関としての社会的使命と役割を踏まえ、①支援力・営業基盤の強化、②経営力・内部態勢の強化、③組織力・人材力の強化、④つなぐ力・総合力の強化の4つの基本方針のもと、地域の皆様の負託に応えられるよう、健全経営に徹し努力してまいる所存であります。

本年度もより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申 し上げますと共に、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ ご挨拶といたします。

> 平成27年7月 ⑥ 科根郡信用金庫 理事長 孝 川 卓 美



利根郡信用金庫と地域社会

地域社会の一員として、地域の皆様と強い絆でネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

利根郡信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

貸出金に関する事項

お客様からお預け入れいただいた大切な 預金・積金につきましては、地域経済の活 性化に資するために、円滑な資金供給を行 う形でお客様や地域社会に還元しており、 事業者の設備資金に 177 億円、運転資金に 399 億円をご融資しております。

また、個人のお客様には住宅ローンに 127億円、消費者ローン等に 71 億円をご 融資しており、他に地方公共団体へ 137億 円をご融資しております。

908 億 89 百万円

取引先への支援等

当金庫は、経済環境が変化する中、業績 低迷に苦慮されているお客様に対し、業績、 財務内容等の分析を行い、打開する為の改 善策や経営改善計画のアドバイス等の生き た支援を行うため、経営相談部による取引 先企業の経営改善支援に積極的に取り組み、 支店との連携による経営改善計画の策定及 び実践にかかるサポートを実施しておりま す。

今後も地域社会の一員として、地元の中 小企業者の方々や住民の皆様と強い絆と ネットワークを形成し、地域経済の発展に 努めてまいります。

支援サービス

お客様 / 会員

会員数:16,977人



沼田城址公園



迦葉山大天狗面



谷川岳一ノ倉沢



たんばらラベンダーパーク



諏訪峡



山楂炘

預金・積金 1,671億72百万円

出資金 5億16百万円

利根郡信用金庫 常勤役職員数 店舗数 223人 16店舗

預金積金に占める貸出金の割合 平成 27 年 3 月末 **5 4 . 3 6 %**

預金・積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産 づくりのお手伝いをさせていただくため、 サービスの一層の充実に向けて努力してま いります。

また、皆様にご満足いただけるよう様々 な預金商品をご用意しております。

貸出以外の運用に関する事項

当金庫の平成27年3月末の有価証券残高は、524億円です。当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用については、大部分を安全第一に心掛けて、公社債を中心とした債券で運用しております。

平成27年3月末 余資運用残高 842億15百万円 ※余資とは預け金、買入金銭債権、金銭の 信託、有価証券、信金中金出資金のこと をいいます。

CSR(企業の社会的責任と地域貢献活動)

1. 環境問題に対する取り組み

①とねしんでは環境に配慮するため、企業活動におい ②温暖化対策の取り組みとして、日常業務で使用し て排出されるCO₂を排出削減活動(クリーンエネ ルギー事業や植林等)に協力することでオフセット (相殺) するカーボンオフセットを採用した普通預 金通帳・総合口座通帳・ディスクロージャー誌を使 用しています。また、通帳は誰にとっても使いやす いように、分かりやすい配色や、より見やすい書体 などの工夫をした'カラーユニバーサルデザイン' を採用しております。

た紙を裁断し、再生紙原料として再生処理業者へ 有料で引き取っていただいております。また地球 温暖化防止策としてクールビズ・ウォームビズを 実施し、電力使用量の抑制に努めております。

2. 文化遺産保存応援定期預金について

①第3回目の「文化遺産保存応援定期預金」

<理念>

- ○利根・沼田の文化遺産を保存・継承していきます
- ○利根・沼田の文化遺産の価値を高めていきます
- ○利根・沼田の文化遺産の収集を支援し、地域の魅力の再発見をめざしていきます
- ○地域に点在している利根・沼田の文化遺産を収蔵する歴史資料館等の建設を応援します

上記理念を掲げ、平成26年4月より平成27年1月末まで取り扱い致しました。

②「文化遺産保存応援定期預金」の寄付について

平成26年4月より取り扱いさせていただきました第3回目の「文化遺産保存応援定期預金」ですが、お かげ様をもちまして平成27年1月末の預入金額は65億円を超えることができました。

寄付金につきましては、平成27年3月4日(水)沼田市へ寄付させていただきましたのでご報告いたし ます。

本定期預金の理念である「文化遺産の保存・継承」についてご理解賜り、預金をお預入れいただきました お客様には、深く御礼申し上げます。ご協力有難うございました。





本定期預金は平成24年度 より取り扱いを開始し、各 年度の沼田市への寄付金は 以下のとおりとなりました。 平成 24 年度 3,560,000 円 平成 25 年度 3,240,000 円 平成 26 年度 3,300,000 円 累計 10.100.000円

3. 地域貢献活動

1献血活動

「たすけあい」の精神のもと多数の役職員による 献血活動を定期的に行っております。



③地域行事への参加

地域の皆様との繋がりを大切に考え、地元郷土の祭りや、各種イベントに積極的に参加しております。



⑤「とねしんキッズクラブ」

地域の若い世代の皆様へ子育て応援の気持ちを込めて、スポーツや各種イベントを通じて幼児・児童の健全な育成に貢献することを主旨としました「とねしんキッズクラブ」を平成 26 年 4 月に発足致しました。



②清掃活動

6月15日の「信用金庫の日」に合わせて、道路 清掃を行っております。



④[とねしん倶楽部]

当金庫の会員の皆様の健康で豊かな生活を目指し、相互の親睦を深める場として、「とねしん倶楽部」を平成 22 年8月に創設いたしました。旅行をはじめ各種イベント等を開催いたします。



⑥振り込め詐欺未然防止への取り組み

当金庫では、被害者を減らすための職員研修を定期的に実施し、詐欺が疑われるときの対処法を周知徹底しております。 渉外活動時のコミュニケーションにより、振り込め詐欺を未然に防ぎ、警察から感謝状が贈られました。



地域密着型金融の取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

"とねしん"では、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等についてご相談があった場合には、お客様の抱えている問題を真摯に受け止め、 その解決に向けて全力で取り組んで参ります。

①中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

- ・専門性の高い経営支援を行うため、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関としての認定を取得しております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に経営相談部を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいております。
- ・お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、総務部人事課や審査部、経営相談部が営業店職員に対して研修を実施しております。
- ・お客様の状況に応じて、他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じた時は、お客様の同意を得たうえで守秘義務に留意しつつ、これらの関係機関と緊密な連携を図っております。また必要に応じて群馬県中小企業再生支援協議会などの外部機関や、民間コンサルタント会社などの外部専門家とも連携することにより、効果的な経営支援を実施しております。
- ・お客様の事業創造等のお手伝いのため、「補助金・助成金等相談連絡窓口」を営業店に設置し、各種補助金の案内や相談に取り組んでおります。

③中小企業の経営支援に関する取り組み状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

"とねしん"では、地域経済の発展・雇用の創造を図ることを目的として創業・新事業支援融資へ取り組んでおります。さらなる支援の充実のため、本部に「経営相談部 起業支援課」を平成 27 年 4 月 1 日に設置しました。また、中小企業者の競争力強化等についてもお手伝いをさせていただいているほか、当金庫が認定支援機関となり、事業計画策定や各種補助金申請等の支援にも取り組んでおります。

b. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

"とねしん"では、お客様の経営相談に親身にお応えするため、本部に「経営相談部」を設置し、営業店と連携しながら財務分析だけでなく、財務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいており、必要に応じて外部機関・外部専門家との協力による経営支援も行っております。

また当金庫では、民間コンサルタント会社と業務提携を行い、経営改善・事業再生等に向けた訪問活動も実施しております。訪問活動では、お客様の悩み事に応じた経営相談・支援を実施しており、訪問先のお客様からも好評を頂いております。

【平成26年度活動実績】

	期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 Υ	α のうち再生 計画を策定 している 全ての先数 δ	経営改善 支援取組み率 α/A	ランク アップ率 β / α	再生計画 策定率 δ/α
合計	1,205	44	1	40	36	3.65%	2.27%	81.81%

機関名	先数
中小企業再生支援協議会	7 先
民間コンサルタント会社による巡回訪問先	9 先

④群馬県中小企業サポーターズ制度

地域経済において大きな役割を果たす中小企業の事業活動を支援し、本県経済の活力向上を目的とした、県産業政策課を事務局とする群馬県中小企業サポーターズ協議会に参加しております。中小企業サポーターとして、きめ細やかな企業の経営支援を展開することで、企業が抱える課題の直接解決を図り、また適切な専門機関を紹介するなど課題解決の支援を行っております。

2. 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①「目利き機能」の発揮にむけた取り組み

お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)の向上を目的として外部研修へ積極的に参加する他、自金庫内において研修を開催し、 職員の取引先の資質や事業の将来性などに関する知識の向上に取り組んでおります。

- ・不動産賃貸業の経営支援力強化研修(全信協主催)……1名
- ・中小企業の事業継承支援研修(全信協主催) ……………1 名
- ・中小企業経営支援コンサルティング講座(全信協主催)…1名 ・融資審査・管理講座(関信協主催)……………1名

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

①地域の面的再生





・「望郷ライン・センチュリーライド」 開催に係るボランティアに参加

利根沼田地域の美しい田園風景を楽しみながら望郷ラインを自転車で走る「第4回望郷ライン・センチュリーライド」が平成26年8月31日に開催されました。当金庫では第1回大会より協賛するとともに、ボランティアとして参加しており、第4回大会は職員25名が参加しました。

・「中町とねしん会納涼祭」

当金庫会員組織「中町とねしん会」と地元商店街である「本町通り商店街」が相互に連携し、中心市街地への誘客を図り市街地活性化に資することを目的として「第4回中町とねしん会納涼祭」が平成26年9月6日に開催され大勢のお客様で賑わいました。





②地域活性化につながる多様なサービスの提供





・小中学生卓球大会の実施

青少年の健全育成と卓球競技振興を目的として平成26年11月15日沼田市民体育館にて「第7回とねしん杯オープン卓球大会」を開催いたしました。今年も沼田市・利根郡をはじめ、北毛地区を中心に350名の小中学生が出場し熱戦が繰り広げられました。これからも青少年の健全育成と地域のスポーツ振興のため、積極的に取り組んで参ります。





・アンパンマンイベントの実施

地域の若い世代のお客様へ子育て応援の気持ちを込めて第2回アンパンマンイベントを平成26年10月13日に実施し、今回も多くのお子様に楽しんでいただきました。今後も各種イベントを通じて地域の子育て世代のお客様を応援していきます。



・「星の絆イルミネーション事業」に参加

子供たちの健全育成、ふるさと愛の醸成、東日本大震災からの復興、 地域の発展等を掲げた星の絆プロジェクト「星の絆イルミネーショ ン事業」に参加しました。また、当金庫では、信金中金を通じて毎 年ボランティア活動の支援として職員を被災地へ派遣しております。 被災地の方々の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。 この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の 重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

理 事 会

1

理事会の議決に基づき理事長が選考委員を委嘱 し、選考委員の氏名を本支店の店頭に掲示

選考委員

会員

総代 候補者

2 選考基準に基づき総代候補者を選考

総 代 会

会員の総意を適正に反映するための制度

決算に関する事項、理事・監事の選任等 重要事項の決定 総代

3 理事長は、総代候補者氏名を本支店の店頭に掲示し、 所定の手続を経て、会員の代表として総代を委嘱

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、100 人以上 130 人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。 なお、平成 27 年 3 月 31 日現在の総代数は 108 人で、会員数は 16,977 人です。 また、選任区域は 3 のとおり 6 区に区分しております。

(2) 総代の選任方法

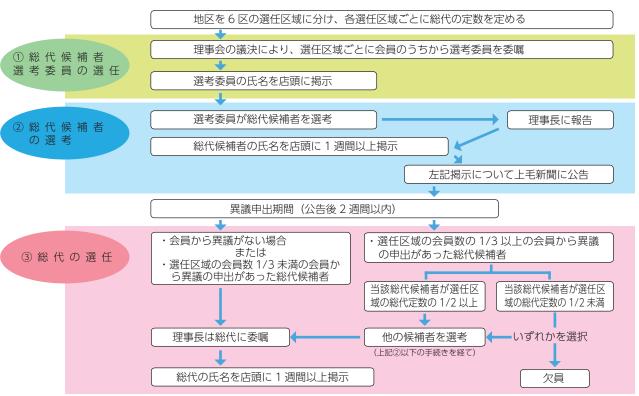
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。 そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。



- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)
- (注) 総代候補者選考基準
 - ①資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ②適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識をもって正しい判断ができる者
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた者

(3) 総代が選任されるまでの手続き――以下にフローチャート―



3. 総代の氏名について

平成 27 年 6 月 30 日現在

(支店別あいうえお順、敬称略)

選任区域及び総代氏名 ※丸数字は 1968 年以降の総代就任 (重任) 回数。

第1区 沼田市(除く、白沢町、利根町)

武井 順一① 津久井 功④ 富澤 勝美⑩ 野村 治③ 林 栄一⑯ 樋口 建介⑦ 藤野 伸夫② 松井 信一⑦	宮田 欣二⑥
柳 信男② 割田 一敏⑤ 安藤 純吉⑥ 石澤雄一郎① 植村 元⑫ 片山 晃一⑬ 角屋 浩司⑧ 小池 宏①	須田 章夫⑥
関上 忠成④ 林 孝司③ 宮西 忠雄② 山田 司⑩ 横山 公一⑥ 横山 幸司⑪ 春日 政志③ 桑原 敏彦③	関 英一③
村山 信行④ 新井 昭一⑯ 渋谷 和男② 平井 良明④ 平田 次郎⑯ 笛木 邦昭③ 本多 清男②	

第2区 沼田市白沢町、利根町

相田 聡① 金子 千明③ 小林 利之② 千明 周二⑤ 角田 博② 星野 利夫④ 中村 元一③ 宮田 純一③ 山田 利幸①

第3区 利根郡川場村、片品村、昭和村

 石井
 敬治④
 髙橋
 学①
 治田
 貞賢①
 藤井
 富夫①
 松井
 文夫⑤
 小川
 清④
 笠原
 精作②
 角田彦三郎②
 星野
 寛②

 星野
 貫⑭
 見城
 光男③
 関
 真一②
 永井
 彰一②
 横坂
 太一③

第4区 利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町

阿部 章一⑥ 小野 吉郎⑦ 河合 幸雄⑥ 須田 高幸① 竹内 慎吉② 田中 徳重(4) 中里 英夫⑤ 岡田 洋一② 岡村興太郎8 木内 孝広② 窪田 金嘉① 生津 達郎⑤ 林 一彦③ 朝雄(1) 林 安信⑤ 笛木 太弘② 渡部 通② 林 青木 宗作® 小林喜八郎④ 杉木 三郎③ 遠山 勝也② 山岸 公明⑦

第5区 渋川市、吾妻郡中之条町、東吾妻町、高山村

小笠原健泰③ 狩野 明③ 坂田 泰造⑤ 杉木 基泰① 角田 準一① 原澤 俊⑧ 平形 昌三⑫ 荒木 襄一⑧ 齋藤 清海② 吉田 正男④ 都筑 茂①

第6区 前橋市、高崎市 (除く、旧倉渕町、旧新町、旧榛名町、旧吉井町)、北群馬郡

五十嵐 修② 小泉 勲③ 建石 政一⑪ 角田 雄二⑨ 宮内利喜三郎⑥ 村上 重夫③ 金井 修① 立見 丈夫②

〔総代の属性等別構成比〕

職業別:法人・法人代表者 79%、個人事業主 14%、個人 7%

年代別:80代20%、70代25%、60代31%、50代19%、40代5%

業種別:農業・林業 7%、建設業 14%、製造業 10%、情報通信業 2%、運輸業・郵便業 1%、卸売業・小売業 40%、不動産業・物品賃貸業 4%、学術研究、専門・技術サービス業 1%、宿泊業・飲食サービス業 11%、生活関連サービス業・娯楽業 3%、教育・学習支援業 1%、医療・福祉 4%、サービス業 (他に分類されないもの) 1%、公務(他に分類されないものを除く) 1%

※1 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。※2 業種別の分類は日本標準産業分類(大分類)による。

第64期通常総代会の決議事項

平成27年6月25日 第64期通常総代会を本店4階会議室において開催し、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

第64期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)業務報告、 貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案会員の除名の件

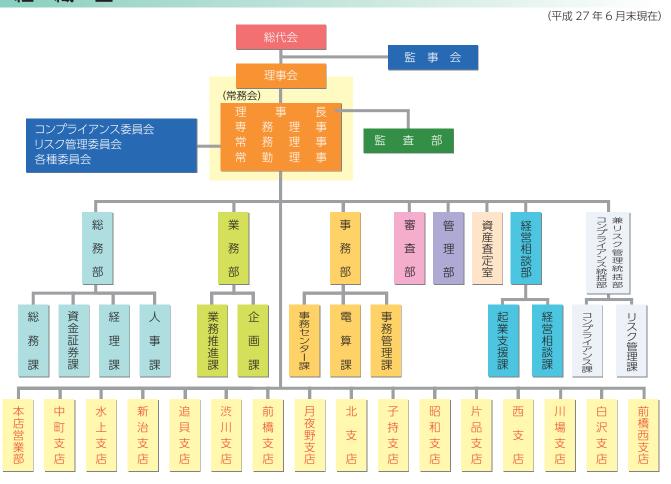
第4号議案 理事選任の件

第5号議案 監事選任の件

第6号議案退任監事に対する

退職慰労金贈呈の件

組 織 図



当金庫の概要

(平成27年3月末現在)



▶関連会社について 当金庫には、関連会社はありません。

[名 利根郡信用金庫 称]

[所 在 地] 〒 378-0053 群馬県沼田市東原新町 1540 番地

TEL 0278-23-4511 (代)

[創 大正5年5月25日 立]

[出 資 金] 5億16百万円

[役職員数] 223人

[役

[店 舗 数] 16店舗

(平成27年6月末現在)

員] 理事長(代表理事)峯 卓]]] 美 専務理事(代表理事)荒 井 雄 常務理事(代表理事)坂 井 隆 常勤理事 \blacksquare 村 美 正 常勤理事 諸 \blacksquare 秀 人 玾 事 佐々木 基 雄 玾 事 髙 Ш 敏 也 理 桑 原 滋 堀 男 常勤監事 内 静 監 事 髙 井 英 昭 監 事 秋 元 良 介

●営業地区

沼田市、渋川市、前橋市、高崎市 (旧倉渕村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く) 利根郡 片品村・川場村・みなかみ町・昭和村 北群馬郡 榛東村・吉岡町 吾妻郡 中之条町(旧六合村を除く)・東吾妻町・高山村 新潟県南魚沼郡湯沢町



●店舗一覧

●/am 5.										
					自動	機(ATM)ご利用	時間	投資		
店番		店舗名	所在地	電話番号	平日	土曜日	日曜・祝日	信託・国債 窓販業務	保険窓 販業務	
	1	本店営業部	〒 378-0053 沼田市東原新町 1540 番地	0278-23-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	0	0	
	2	中町支店	〒 378-0048 沼田市中町 852 番地	0278-22-4356	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	0	0	
沼田	(5)	追貝支店	〒 378-0303 沼田市利根町追貝 118 番地 1	0278-56-2121	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
田市	10	北支店	〒 378-0056 沼田市高橋場町 2040 番地 1	0278-22-5656	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	0	0	
	(14)	西支店	〒 378-0031 沼田市薄根町 3302 番地 1	0278-22-7581	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	0	0	
	16	白沢支店	〒 378-0121 沼田市白沢町高平 70 番地 8	0278-53-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
利掘	3	水上支店	〒 379-1617 利根郡みなかみ町湯原 136 番地 3	0278-72-2371	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
利根郡みなかみ町	4	新治支店	〒 379-1414 利根郡みなかみ町布施 117 番地	0278-64-2071	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
,	8	月夜野支店	〒 379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 561 番地	4 0278-62-6661	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
	(12)	昭和支店	〒 379-1203 利根郡昭和村糸井 378 番地 3	0278-23-7311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
点	(13)	片品支店	〒 378-0415 利根郡片品村鎌田 4284 番地	0278-58-4334	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
川場村	(15)	川場支店	〒 378-0101 利根郡川場村谷地 2061 番地 1	0278-52-3555	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
渋	6	渋 川 支 店	〒 377-0007 渋川市石原 310 番地 2	0279-23-8111	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
川市	11)	子持支店	〒 377-0202 渋川市中郷 1467番地 3	0279-53-4730	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
前橋	7	前橋支店	〒 371-0031 前橋市下小出町 2 丁目 33 番地 8	027-232-3311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	_	0	0	
橋市	17)	前橋西支店	〒 371-0851 前橋市総社町植野 736 番地 2	027-255-5111	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 19:00	0	0	

●出張所所在地一覧(店舗外 ATM)

店舗名	設置場所		自動機(ATM)ご利用時間					
位	[]	勿り	平日	土曜日	日曜・祝日			
本店営業部	ベイシア沼田モール出張所	ベ イ シ ア 沼 田 モ ー ル 駐 車 場 内	9:30 ~ 20:00	9:30 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00			
中町支店	グリーンベル 21 出張所	グリーンベル21内	10:00 ~ 20:00	10:00 ~ 19:00	10:00 ~ 19:00			
中町支店	栄町出張所	沼田脳神経外科循環器 科病院駐車場内	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	_			
月夜野支店	上牧出張所	上牧温泉病院前	9:00 ~ 19:00	_	_			
月夜野支店	ベイシア月夜野店出張所	ベイシア月夜野店内	9:30 ~ 20:00	9:30 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00			

※グリーンベル21出張所は、平成27年7月31日を以って営業を終了致します。

●自動機器設置状況

現金自動預入支払機(ATM)26 台(うち店舗外5台)、自動両替機 3台

- 大正 5年 5月 有限責任利根信用組合設立
- 昭和 9年10月有限責任沼田信用組合と名称変更
 - 12年 2月 保証責任沼田信用組合と組織変更
 - 20年 4月 市街地信用組合法による 沼田信用組合に組織変更
 - 25年 4月 中小企業等協同組合法による 沼田信用組合に組織変更
 - 26年 6月信用金庫法施行
 - 11月 信用金庫法により、「利根郡信用金庫」 に改組し、地区を利根郡一円とする
 - 38年11月水上支店開設
 - 40年12月新治支店開設
 - 45年 5月 追貝支店開設
 - 47年 8月新本店開設、中町支店開設(旧本店)
 - 9月 預金総額 100 億円達成
 - 50年 3月 渋川支店開設
 - 53年12月前橋支店開設
 - 12月 日本銀行と当座取引開始
 - 54年 9月 水上支店改築移転
 - 55年11月中町支店新築開店
 - 56年 2月信金東京共同事務センターに加入
 - 3月 預金総額 500 億円達成
 - 6月月夜野支店開設
 - 58年 4月 硯田支店開設
 - 59年10月追貝支店新築移転
 - 59年11月北支店開設
 - 61年 7月 新治支店新築移転
 - 63年 6月子持支店開設
- 平成 元年 4月店舗外ATM
 - 「本店営業部国立沼田病院出張所」 営業開始
 - 7月 昭和支店開設
 - 2年 8月 預金総額 1,000 億円達成
 - 10月 片品支店開設
 - 10月 店舗外 ATM

「本店営業部ほたか病院出張所」 営業開始

- 3年 2月 ATM・CD の休日稼働開始
 - 5月店舗外ATM

「追貝支店利根村役場出張所」 営業開始

- 4年 7月 水上支店新築移転
 - 12月 西支店開設
- 5年 4月店舗外ATM

「中町支店グリーンベル 21 出張所」 営業開始

- 7年 8月川場支店開設
- 9年10月白沢支店開設
- 10年 4月店舗外ATM

「中町支店栄町出張所」営業開始

11月 店舗外 ATM

「本店営業部ベイシア沼田モール出張所」 営業開始

- 12月 投資信託窓口販売開始
- 11年 9月 北支店にて、休日相談業務を開始
- 12年 2月店舗外ATM

「月夜野支店上牧出張所」営業開始

- 12年 6月 預金総額 1,500 億円達成
- 13年 5月 損害保険窓□販売開始
 - 11月 店舗外 ATM

「月夜野支店ベイシア月夜野店出張所」 営業開始

- 11月 角田芳雄理事長黄綬褒章受章
- 14年12月生命保険窓□販売開始
- 16年12月決済用預金取扱開始
- 18年 6月「とねしんふるさと基金」創設
 - 11月「フラット 35」取扱開始 「とねしんきゃっする」取扱開始
- 19年 8月「コンプライアンス統括部兼リスク管理統括部」設置
- 20年 9月 農林漁業金融公庫(現、日本政策金融公庫) と業務提携 M & A 業務取扱開始
 - 11月 角田芳雄会長旭日双光章受章
- 21年 8月前橋西支店開設
- 22年 8月「とねしん倶楽部」発足
- 26年 4月「とねしんキッズクラブ」発足
 - 11月 峯川卓美理事長黄綬褒章受章
- 27年 4月 上田信用金庫と「業務提携に関する覚書」の締結



信金改組当時の本店



旧本店



現在の本店





利根沼田地区のご当地キャラクターをご紹介します。



沼田市

Numata

森林文化都市キャラクター

ぬまたんち

ぬっくん・まっくん・たっくん



豊かな森林に囲まれた沼田市。森林文化都市キャラクターとして誕生した森林の妖精ぬまたんちは、ぬっくん・まっくん・たっくんの3人組。皆で力を合わせ森林を守り、共生していこうという姿をイメージしています。

〔沼田市(総務部企画課)〕

老神温泉キャラクター

じゃおう君



老神(おいがみ)温泉は群馬県の北東部、南は赤城山、北は尾瀬の山々に囲まれた自然豊かな温泉地です。赤城山の神が蛇の化身となって日光二荒山の神と争ったという伝説のある温泉です。関越自動車道・沼田ICから国道120号線で約18キロ。吹割の滝や尾瀬、日光への周遊地としてご利用いただいております。

(老神温泉旅館組合)

沼田商工会議所のキャラクター



戦国時代の沼田城主、真田信之の正室「小松姫」をモデルにしています。小松姫は、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて活躍した女性です。父は徳川氏譜代家臣の本多忠勝、母は側室の乙女でした。幼名を稲姫(いなひめ)または於小亥(おねい)と称し、のちに徳川家康の養女となりました。天正14年(1586年)に真田信之に嫁ぎ、信政、信重、まん(高力忠房室)、まさ(佐久間勝宗室)らを生みました。

(沼田商工会議所)

沼田商工会議所のキャラクター

てんぐちゃん



今年の迦葉山中峯尊大開帳に向けて作られたキャラクターです。迦葉山龍華院弥勒寺は848年に 開創。

桓武天皇の皇子・葛原親王の発願により天台宗比 叡山座主・慈覚大師を招いて第一世とされ、1456 年、曹洞宗に改宗され、徳川初代将軍の祈願所と して御朱印百石・十万石の格式を許された由緒あ るお寺です。

(沼田商工会議所)



沼田市 Numata

【上州真田】信之・小松姫プロジェクト







小松姫



「【上州沼田】信之・小松姫プロジェクト」とは利根沼田地区非公式でありながら、真田信之と小松姫を中心に地域の萌 おこしをしていこうという、有志団体です。真田信之と小松姫のキャラクター化を通して、上州真田の里・利根沼田の活 性化を目的として活動しています。

©【上州真田】信之・小松姫プロジェクト

〔【上州沼田】信之・小松姫プロジェクト〕

利根郡川場村

Kawaba

川場村イメージキャラクター かわたん



帽子は、日本百名山の武尊山をイメージしており、村名の由来でもある村を流れる清流の川・特産品のりんご・ぶどう が輝いています。耳は、川場産コシヒカリの形になっており、襟は、特産品のブルーベリー。

〔川場村役場 むらづくり振興課 企画観光係〕

利根郡みなかみ町

水上温泉イメージキャラクター

おいでちゃん



みなかみ駅でSLのお迎えをする傍ら、みなか み町のPR活動をしています。

豊富な温泉や谷川岳をはじめとする雄大な自然 の宝庫、みなかみに、おいでやおいで~♪

≪好きな言葉≫「おいでやおいで」

※水上温泉おいで祭りの踊りの掛け声です。

〔水上温泉旅館協同組合〕

Minakami

猿ケ京温泉マスコットキャラクター

湯湯(ゆうゆう)

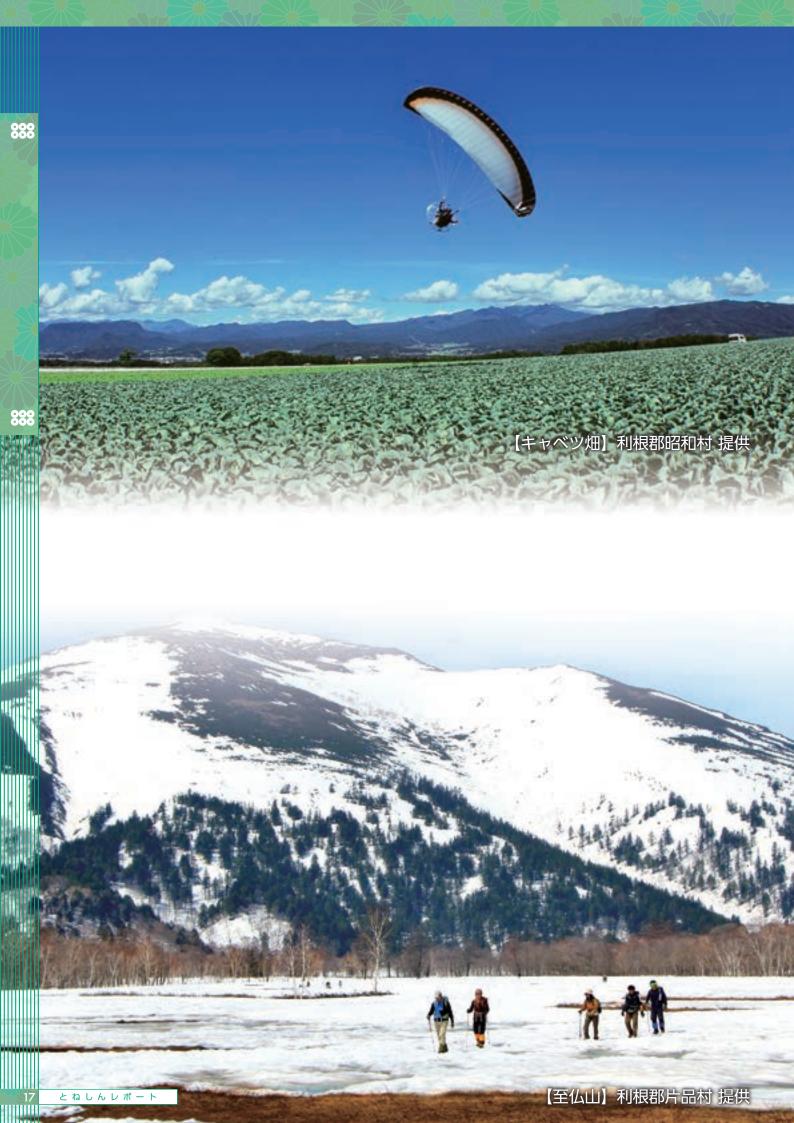


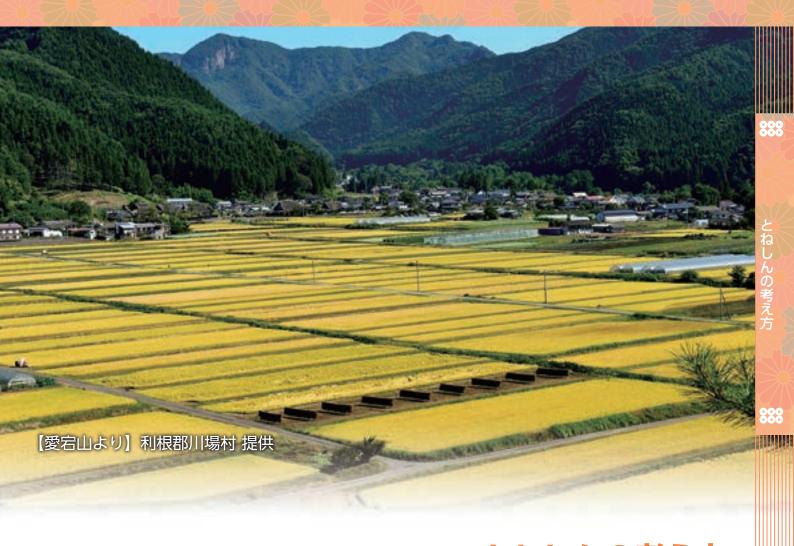
全国より猿ヶ京温泉のキャラクターを募集し、 1200作品の中から選ばれたました。趣味は湯めぐ り。また「湯湯」という字を地元出身の元小結琴 稲妻・現、粂川親方に書いて頂きました。

湯湯を目撃すると?

あなたの願い事が叶う!…かもしれない。

〔猿ケ京温泉旅館協同組合〕





とねしんの考え方



とねしんの考え方

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、その実効性確保に努めております。

- 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための態勢(法令等遵守態勢)
- 2. 顧客保護及び利便性の向上を目指した態勢(顧客保護等管理 態勢)
- 3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢 (情報管理態勢)
- 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢 (リスク管理 態勢)
- 5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 態勢 (効率的職務執行態勢)
- 6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合 における当該職員に関する事項(監事のサポートに関する 事項)
- 7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項(監事のサポートに関する事項)
- 8. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事 への報告に関する態勢 (監事への報告に関する事項)
- 9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための態勢(公益通報者保護に関する事項)
- 10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の 手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の 処理に係る方針に関する事項(監査費用の前払いや償還に関 する金庫の方針に関する事項)
- 11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するため の態勢(監事の監査の実効性確保の態勢)

コンプライアンス (法令等遵守) 態勢について

~当金庫のコンプライアンスへの取り組み~

「法令等遵守」とは、法令のほか、信用金庫内の諸規程や、社会的規範・常識を守ることです。当金庫には以下の3つの経営理念があります。

- 1. 地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む。
- 2. 柔軟で創造性の高い組織力を発揮し、地域金融機関としての使命を全うする。
- 3. 秀れた人材を育成し、豊かで活力あふれる未来を創造する。

この経営理念を実現するための基礎的条件として、お客さま・地域社会からの支持・信頼を確保し続ける必要があります。

そのため、当金庫では、信用金庫業務のすべてにおいて各種法令等、金庫内の諸規程を遵守することはもちろん、社会的規範を逸脱することのないよう言動を慎み、地域の信頼性を高め、良識ある営業姿勢を維持することに努めております。

そこで、当金庫の経営理念を再確認するとともに、当金庫が果たすべき公共的な役割と社会的責任などを考慮して「法令等遵守方針」「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全職員に配付・研修を行い、周知させています。

また、専務理事を委員長とした「コンプライアンス委員会」を置き、コンプライアンスに係る問題点を検討・協議するとともに、「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関連する情報等を一元的に取扱い、分析・管理しております。さらに全部店に「コンプライアンス責任者及び管理者」を置くなどして、役職員一丸となってコンプライアンスに対する意識の向上と実効性を確保しております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども利根郡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、 暴力追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関 係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上を確保するために、以下の方針を定め、継続的に取り組んでまいります。

- 1. 当金庫は、お客さまに対して取引または商品について説明する場合は、お客さまの立場に立って、知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた分かりやすくかつ適切で十分な説明および情報提供を行います。
- 2. 当金庫は、お客さまから相談や苦情が寄せられた場合は、誠意を持って迅速かつ適切で十分な対応を行い、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
- 3. 当金庫は、お客さまに関する情報については、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を越えた利用や、お客さまの同意を求めることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の漏えい防止の観点から、法令等に従い適切かつ厳格に取り扱います。
- 4. 当金庫は、業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の取り扱いやお客さまへの対応が安全かつ適切に行われるよう管理いたします。
- 5. 当金庫は、お客さまに対しては、常に感謝の念を持ち、お客さまの満足が得られるよう誠意を持って対応いたします。
- ※本方針において「お客さま」とは、当金庫の業務の利用者および 利用者となろうとする法人または個人を意味します。
- ※お客さま保護の必要性ある業務の範囲は、預金業務、融資業務、 為替業務、預り資産取扱業務等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての業務の取引です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立また は競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれの ある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更す る方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれが あることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

ます。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、埼玉弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所、または当金庫コンプライアンス統括部」にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針について

"とねしん"は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、利用者の保護を図るため、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

《金融商品に係る勧誘方針》

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によって お決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正 な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項に ついて説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づき の点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ ください。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に営業店(電話番号は12ページ参照)またはコンプライアンス統括部(電話:0278-23-4511)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9 時~ 17 時、電話:03-3517-5825)及び関東地区しんきん相談所(9 時~ 17 時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都、埼玉県以外の 各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のア クセスに便利な東京、埼玉以外の弁護士会をご利用する方法もあり

個人情報保護宣言について

"とねしん"では、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが、金融機関としての社会的責務と認識し、大切な情報をお守りすることがお客さまからの信頼性の向上につながるものと考えております。そうした中、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)等に基づき、お客さまの個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の取扱方針である次の個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を制定いたしました。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、利用目的等くわしい内容につきましては、店頭および ホームページにより開示しております。

とねしんの考え方

リスク管理態勢について

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、金融機関経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、当金庫は適切な業務を遂行するため、各種リスク管理方針・規程等を制定し、リスク管理態勢の整備を進めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部を設置し、より多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営に積極的に取り組んでおります。

1. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己 資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金 利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎(信用・市場・ 流動性・オペレーショナルリスク)のリスクを総体的に捉え、自己資 本と比較対照して管理することをいいます。

当金庫では、金融機関業務の健全性及び適切性を確保するため「統合的リスク管理規程」等を整備し、経営陣が率先して、金庫全体のリスク管理態勢の整備・確立に向け努力しております。また、各リスク毎に適正な管理を行うため、理事長を委員長とした「リスク管理委員会」を置き、各リスクの主管部署の牽制機能及び情報の一元管理のため「リスク管理統括部」を設置、金庫のリスク管理態勢が機能するよう努めております。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金など の利息や元本の回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・確保していくため、「信用 リスク管理規程」等を整備し、審査管理部門を審査部、企業再生及び 経営相談業務を経営相談部、債権管理部門を管理部とし、個々の案件 ごとに財務内容、事業計画の妥当性などを総合的に検討し、地域経済 の健全な発展と安定に貢献する事を前提に、厳正な貸出審査及び適正 な管理に努めております。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株価等が変動することにより、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場リスクに対応するため、「市場リスク管理規程」 等を整備し、フロント・バック部門を総務部、ミドル部門をリスク管理統括部として、金利や為替などの変動があっても、安定的な収益を確保できるようリスクに対するリターン分析、金利・運用期間の分散等を行い、リスクをコントロールしつつ収益を確保していくための資産配分に努めております。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金確保が困難となり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」からなります。

当金庫では「流動性リスク管理規程」等を整備し、総務部を主管部署として、流動性リスクに関する情報の収集・分析を行い、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

5. オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、下記に掲げる「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」等を総称したリスクをいいます。

●事務リスク管理

事務上のミスや不正により損失を被るリスクです。

当金庫では、「事務リスク管理規程」等を整備し、主管部署を事務部として、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理に努めております。

また監査部門により、本部・営業店に対して内部監査を定期的に実施し、規程・要領等の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢が確実に機能しているか否かを厳正に監査し、事務の正確性維持及び事故防止を図っております。

●システムリスク管理

コンピューターシステムの障害・誤作動およびシステムの不備・ 不正利用等により損失を被るリスクです。

当金庫では、「システムリスク管理規程」等を整備し、事務部が主管部署となりシステムの開発、運営及び利用にあたり適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護に努めております。

●風評リスク管理

事実の有無にかかわらず、世間一般で当金庫の信用に悪影響をおよばす評判が広まることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、風評リスクが金庫に与える影響は多大なものと位置付け、リスク管理統括部を主管部署として、日々情報を収集・分析し、風評リスクの管理を行っております。

●法務リスク管理

当金庫または役職員が各種法令・金庫内規程等に抵触または、抵触する恐れのある行為を行うことにより、当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「法令等遵守規程」等を整備し、コンプライアンス統括部が主管部署となり、情報等を一元的に管理するとともに、規程・要領等の改廃、新商品の発売、新規業務への取り組みを行う場合は、コンプライアンス委員会で審議するなど厳格な管理を行っております。

●人的リスク管理

人材の流出・喪失や士気の低下及び役職員のコンプライアンスに反 する行為により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、各種人事関係の規程等を整備し、総務部が主管部署となり「秀れた人材」の育成を目指し、役職員の人権を尊重し、厳正・公正を基本に職場環境の整備に努めております。

●有形資産リスク管理

災害や資産管理の瑕疵及び職務環境等の質の低下により当金庫の 有形資産(土地・建物・機械設備等)が損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、総務部が主管部署となり、有形資産を適正に管理・利 用するよう厳格に管理するとともに、「災害時等の緊急時対応計画」 を整備し、災害時等の緊急時に金庫全体で対応できるよう努めており ます

6. 相談・苦情等への対応について

当金庫では、"地域の最良のパートナーとして常に地域と共に歩む"を経営理念としています。そのため、「顧客サポート等管理規程」等を整備し、お客さまの相談・苦情等に誠実・公平に対処し、迅速に解決できるよう努めております。また、コンプライアンス統括部を主管部署として、情報を一元的に管理し、"お客さまの声"を糧として金庫の質的向上に努め、お客さまにより一層満足いただけるよう日々努力しております。



"お客さまの声"(相談・苦情等)については 利根郡信用金庫 コンプライアンス統括部まで 電話 0278(23)4511(代) メール tone1208comp@bz01.plala.or.jp

お客さまの大切な資産をお守りする態勢について

~金融犯罪対策への取り組み~

"とねしん"では、盗難や偽造キャッシュカードを使用した不正取引などからお客さまの大切な資産をお守りする為に次のような様々な取り組みをしています。

- ① お客さまのキャッシュカードによる 1 日あたりの引出し限度額を 50 万円に引き下げ
- ② ATMの操作による暗証番号変更サービス(平成 17年10月より、類推されやすい暗証番号の登録拒絶 機能の追加)
- ③後方確認ミラー、つい立てなどを全ATMに設置
- ④ 平成 18 年 1 月よりカードの盗難・紛失等に係る緊急連絡先「カード盗難センター」を設置

カード、通帳、印鑑紛失、盗難等については 「利根郡信用金庫カード盗難センター」 電話 0278 (23) 0740



騙されないために

留守番電話を利用

- ●常時、留守電状態にしておく 相手が確認できたら電話に出るようにする
- ●応答メッセージを変える 「ご用の方は名前と用作れ

「ご用の方は名前と用件を。身内は合言葉を。 確認できなければ出ません」など

合言葉を決める

あらかじめ身内にしか分からない"合言葉"を 決めておくのも有効。ご家族で相談してみてく ださい。

趣味 旅行先 好きな物

"慢心" しない

「自分は大丈夫」と思っていませんか? 手口を知っているだけでは安心できません。 あらかじめ"風邪"等の理由で、息子さんや お孫さんの声だと思い込んでしまうと、なか なか払拭できないものです。

振り込め詐欺の被害に気付いたら

急いで警察と金融機関へご連絡ください。

□座を利用した振り込め詐欺であれば、振り込め詐欺救済法が適用されます。

振込先の口座残高を上限に、被害額に応じ返金 (分配金)を受けることができます(要申請)。

不審な電話がかかってきたら…

①あわてない。動揺しない。

あせらず大きく深呼吸

②すぐに振り込まない! まずは振り込む前に家族に相談! **本当の話かどうか必ず確認**

③少しでも変だと思ったら! 事実確認ができない場合は!

最寄りの警察に連絡



困りごと、悩みごと、警察への相談は

「# 9110」番(全国共通)

最寄りの警察署電話番号

沼田警察署 0278-22-0110

渋川警察署 0279-23-0110

前橋警察署 027-252-0110

緊急の場合は

[110] 番通報

TOPICS

上田信用金庫との業務提携

とねしんは、平成27年4月21日に長野県の上田信用金庫と業務提携をいたしました。

1. 業務提携の経緯

当金庫本店所在地の群馬県沼田市は、真田幸村の兄である信幸が沼田城の礎を築き、その正室「小松姫」の墓も市内にあることなどから真田家にゆかりが深いこと、また、上田信用金庫は真田三代(真田幸隆、昌幸、幸村)にゆかりの深い長野県上田市に本店があり、ともに真田氏にゆかりのある地を営業基盤としています。

沼田市と上田市は真田街道(現在の国道144、145号線)で繋がっていることや来年のNHK大河ドラマ「真田丸」 放映決定を受けて、お互いの地元も「真田ブランド」を活かした観光客誘致、地域経済の活性化に取り組んでいるところです。 このような中、今回の両地域の盛り上がりを機に協力して業務の推進にあたっていければ、更なる地域振興、地域貢献に 繋がるのではないかとの事から、今回の業務提携の運びとなりました。

2. 業務提携の概要

(1) 目的

両金庫の発展および営業区域内の農商工連携による経済・産業交流を促進し、お客様への支援サービスを行う。

- (2) 業務の範囲
 - ①両金庫が共同、協力して行う企画・研究・お客様支援業務、人材交流など
 - ②地震・台風・豪雨・豪雪等の災害時の相互協力による業務提携継続や復旧支援

3. 覚書締結日

平成27年4月21日(火)(場所:上田信用金庫本店)



利根郡信用金庫 理事長 峯川卓美【写真右】 上田信用金庫 理事長 小林哲哉【写真左】

○業務提携企画第一弾 懸賞品付定期預金「真田の里サマーキャンペーン」の発売



平成27年6月1日、上田信用 金庫との業務提携企画第一弾とし まして、懸賞品付定期預金「真田 の里サマーキャンペーン」を発売 しました。

峯川卓美理事長 秋の褒章で「黄綬褒章」を受章







当金庫の峯川卓美理事長は、永年にわたる地域経済への貢献および金融界の発展に尽力した功績が認められ、平成26年秋の褒章におきまして、「黄綬褒章」を受章いたしました。なお、平成27年2月15日には、ホテルベラヴィータにおいて「峯川卓美氏 黄綬褒章受章記念祝賀会」が開催されました。



営業のご案内



営業のご案内

利根郡信用金庫では地域の皆さまにご満足いただけるような商品・サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、 定期積金、納税準備預金等

2. 融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形・電子記録債権割引等

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、 株式等に投資

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

5. 外国為替業務

信金中央金庫への取り次ぎ業務

6. 附带業務

代理業務、保護預り及び貸金庫業務、債務の保証、公共 債の引受、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、 保険商品の窓口販売、電子記録債権業務、その他業務

◆預金業務

商品名	内容・特色	お預入れ金額	お預入れ期間
当 座 預 金	安全で便利な小切手、手形をご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1 円以上	出し入れ自由
普 通 預 金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。	1 円以上	出し入れ自由
決 済 用 預 金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動 支払いなど便利にご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1 円以上	出し入れ自由
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット。自動融資で定期預金の90%以内、 最高300万円までご利用いただけます。	普通預金 1 円以上 定期預金	普通預金 出し入れ自由 定期預金
De		1万円以上	1 ヵ月~5年
貯 蓄 預 金	77.00	1円以上	出し入れ自由
通 知 預 金	まとまった資金の短期間の運用に適しています。お引出しの 2 日前までに通 知が必要です。	1万円以上	据置期間7日以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	預入は自由 払戻は納税時
スーパー定期	お預入れ金額によりスーパー定期・スーパー定期 300 がございます。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1ヵ月~5年
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した、定期預金です。	1,000万円以上	1ヵ月~5年
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年経過すれば1ヵ月前に満期日を指定できます。 個人の方のみご利用いただけます。	100 円以上 300 万円未満	最長3年 据置期間1年
変動金利定期預金	預入期間中に6ヵ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1年~3年
利息分割受取型 定期預金		100円以上	1年~5年
年金定期預金〈寿〉	年金振込を指定されている方に、スーパー定期1年ものの店頭表示金利より 更に0.3%上乗せした大変お得なお取扱期間限定の定期預金です。	100 円以上 100 万円以内	1 年
新型福祉定期預金〈のぞみ〉	1 (1)(1)1注明表示全利上月目に1)3%上垂廿1.75大型お得かお別切期問限定(1)定[100 円以上 350 万円以内	1年
スーパー積金	事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に楽しみながら、目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金です。	5,000 円以上	1年~5年
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な預金です。満 60 歳になると年金としてお受け取りできます。財形住宅預金と合計で 550 万円までお利息が非課税となります。	1,000 円以上	5年以上
財形住宅預金	夢のあるマイホーム取得資金を貯めることを目的とした預金です。財形年金 預金と合計で 550 万円までお利息が非課税となります。	1,000 円以上	5年以上
一般財形預金	貯蓄の目的は自由です。	1,000 円以上	3年以上

商品ご利用にあたっての留意事項

- 1. 上記預金商品は全て預金保険制度の付保対象預金です。
- 2. ご預金の種類により金利が異なります。金利は店頭に表示してありますのでご確認下さい。
- 3. 口座開設や 10 万円を超える現金でのお振込、また 200 万円を超える現金取引などのお取引の際には、お客さまご本人の確認をさせていただくため、所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合には、お取引ができないことがありますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆融資業務【個人向けローン】

▼彻只未勿			
商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築、増改築、マンションの購入など長期のライフプランに合わせて ご利用いただけます。お客さまの万が一に備えた「がん保障特約」「三大疾病 保障特約」付きの住宅ローンもご用意しております。	8,000万 円以内	3 5年以内
フラット35	全期間固定金利(最長35年)なので返済計画が立てやすく、お借入時にご返済額が確定しますので、将来にわたって計画的な返済が可能です。	8,000万 円以内	35年以内
セレクト	住宅ローンの借換、増改築資金など、お住まいに関する用途にご利用いただけます。	1,000万 円以内	15年以内
カーライフプラン	マイカー購入、免許取得、車検・修理費用、パーツの購入など、幅広くご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
教育プラン	高校、短大、大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の入学金、授業料等 にご利用いただけます。	500万円以内	当座貸越型 4年6ヵ月以内 証書貸付型 10年以内
お直し上手	住宅の増改築、キッチン・トイレ・浴室の改装、ガレージの設置等にご利用いただけます。	1,000万 円以内	15年以内
無担保住宅ローン	不動産購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金 等にご利用いただけます。	1,000万 円以内	2 0 年以内
個人ローン	旅行、電化製品購入など、健康で文化的な日常生活に必要な資金なら、お使いみちは自由です。	500万円以内	10年以内
重 粒 子 線 治 療応 援 プ ラ ン	群馬大学で先進がん治療(重粒子線治療)を受ける方やご家族の方にご利用 いただけます。	3 1 4万円以内	10年以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様を養育するご家族の方をサポートします。 育児用品購入、粉ミルク購入、出産費用等にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
福 祉 プ ラ ン	介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金等にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
シニア ラ イ フ ロ ー ン	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康 で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
リピートプラン	と 自動車関連資金、教育関連資金、リフォーム関連資金にご利用いただけます。 また、保証料が優遇されます。	500万円以内	自動車関連 10年以内 教育関連 10年以内
		1,000万 円以内	お直し上手 1 5 年以内
		1,000万 円以内	無担保住宅ローン 20年以内
カードローン	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。不意の出費 のときもご安心です。	10万円 ~300万円	3年 (自動更新)
とねしんきゃっ する 5 0 0	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。インターネットからでも仮審査申込みいただけます。	10万円 ~500万円	3年 (自動更新)
と ね し ん シ ル バーきゃっする	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。 (契約時年齢が60歳以上69歳以下の方)	5 0万円	3年 (自動更新)
フリーローンきゃっ する	お使い道が自由で、計画的なご返済のローンです。インターネットから仮審査 申込みいただけます。	500万円以内	10年以内
タックル	手続き簡単・スピード回答の商品です。個人および個人事業主の方にご利用 いただけます。	300万円以内	7年以内

◆【事業者向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
あきない上手	新事業を創業する方、新事業に進出する方にご利用いただける「創業・新事	500万円以内	設備7年以内
o c o o T T	業支援融資」です。	2 0 0 11 11 11 1	運転5年以内
事業者カードローン	法人・個人事業主の方が事業資金にご利用いただけます。 スピーディーで便利なカードローンです。	原則、無担保 2,000万円以内	1 年または 2 年 (更新可)
ビジネスオート ローン	法人・個人事業主の方が業務用車両購入にご利用いただけます。	車両価格以内	5年以内
農機・工機ローン	農業用・工業用機械などのご購入にご利用いただけます。	5万円以上 200万円以内	5 年以内
辰版・工版ローク	辰木川・工木川収収のといて照八にと刊用いただけより。	5万円以上 500万円以内	5年以内

商品ご利用にあたっての留意事項

- 1. 金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とするご融資には融資利息のほかに保証料が必要となる場合がありますので、ご利用に際しては商品内容を窓口または担当者におたずねいただきご確認の上、お客さまの目的に適した商品をお選び下さい。
- 2. ローンのお申込みについては、ご利用残高などに注意して、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。また、審査の結果お客さまのご希望にそえない場合があります。

◆内国為替業務

-th	围	為	趃	送金・振込	当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などの金融機関へスピーディー で確実にご送金・お振込ができます。電信扱いと文書扱いがあります。
M	<u>=</u>	<i>ন</i> ভ	¥	代金取立	手形・小切手などをお取立てして、ご指定の預金口座にご入金いたします。

◆その他の業務・各種サービス

カード 1 枚でご預金のお引出し、お預入れができてたいへん便利です。 「とねしん」の本支店のほか、全国の提携金融機関でご利用いただけます。
デビットカード加盟店で、端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のご 利用代金等をお客さまの口座から即時に決済できます。
国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、恩給等その他の年金がお受取日に自動的にご指定の預金□座へ振込まれます。
毎月の給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
電気、電話、ガス、水道、NHK などの公共料金、保険料、税金などを自動的にご指定の預金口座からお支払いいたします。
家賃、月謝、仕送りなどをご指定日に自動的にご指定の預金口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
普通預金と貯蓄預金の間で自動的な振替がご利用いただけます。
オフィスや家庭に居ながら専用端末機を利用して、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
お手持ちのパソコンから、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般の お振込みよりお得になっております。
 お客さまの口座のお取引内容を、電話またはファクシミリでご連絡し、ご確認いただける便利なサービスです。
お手持ちのファクシミリで、オフィスや家庭に居ながら簡単に振込・総合振込・給与振込などがご利用いただけます。
残高照会、入出金明細照会や振込の手続きが、電話一本でどこからでもご利用いただけます。お忙しい方や外出の少ない方には、とても便利なサービスです。個人の方のみご利用いただけます。
お手持ちのNTTドコモのiモード携帯電話から残高照会、入出金明細照会、振込、振替などがご利用いただけます。 個人の方のみご利用いただけます。
各店舗設置の ATM により全国の金融機関へお振込みができます。振込カードのご利用により、同じ振込先へ繰り返しご利用いただけます。
お手持ちの携帯電話またはパソコンから預金口座振替の手続きができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
お手持ちの携帯電話からオンラインでお客さまの口座から出金して、電子マネーをチャージ(入金)することができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
お手持ちのパソコン等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
健康・医療・介護・栄養などについての電話相談サービスです。 「とねしん」で年金をお受取りのお客さまおよびご家族の方がご利用いただけます。
「しんきん VISA カード」・「しんきん JCB カード」・「セゾン・アメリカン・エキスプレス・カード」 などの各種クレジットカードの加入申込やキャッシングがご利用いただけます。また、加盟店のお申込みもお取り扱いしております。
毎月一定の金購入金額(毎月 3,000 円以上 1,000 円単位)を決めて、その金額を月中の営業日数で割った金額で毎日少しづつ金を購入することにより、金を積み立てていく商品です。
預金証書、権利証、有価証券、貴金属などの大切な財産を安全・確実に保管します。
当金庫の営業時間終了後、売上金などをご投入いただき、翌営業日にご指定の預金口座にご入金いたします。
米ドルのほか、主要外国通貨の両替をお取り扱いしております。
三井住友銀行との提携により、米ドルやユーロなど32種類の外貨の品揃えで、便利な宅配サービスをご利用いただけます。
会社設立のための株式(出資金)払込金や増資のお取り扱いをしております。
日本銀行歳入代理店として国税その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
群馬県および各指定市町村の税金その他の収納金の収納事務をお取り扱いしております。
スポーツ振興くじ当選金の払戻業務をお取り扱いしております。(※本店のみお取り扱いしております。)

▶投資信託・公共債窓□販売業務

託 多様化する資金ニーズにお応えできますよう各種商品をお取り扱いしております。

公 共 債 長期利付国債、中期利付国債、割引国債、個人向け国債、ぐんま県民債などの窓口販売をお取り扱いしております。

▶保険窓□販売業務

「定額個人年金保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」「終身保険」そして「傷害保険」「長期火災保険」「債 務返済支援保険」と様々な商品をお取扱いしております。詳しくはお近くの「とねしん」までお問合せください。

◆相談業務

■【ゆうゆう休日相談】

とねしん北支店では地域金融機関として、地域への貢献 度を高めると共に、お客様のニーズに積極的にお応えす るため、毎週日曜日に休日相談を実施しております。 住宅ローンのご相談・お申込みをはじめ、各種ローンの ご相談・お申込みにご利用いただけます。また、年金や 税務のご相談も承っております。皆様のご来店を心より お待ちしております。

北支店 / 沼田市高橋場町 2 0 4 0 - 1

TEL/0278-22-5656 日時/毎週日曜日 午前10:00~午後4:00

【相談項目・担当者】

住宅・・・・・毎週日曜日(当金庫職員) 消費者ローン・・毎週日曜日(当金庫職員)

年金・・・・・毎週日曜日(当金庫年金担当者)

税務・・・・・毎年2月・3月の第二日曜日(顧問税理士)





●【年金相談】

◎年金窓□相談

とねしんでは全店の窓口で、年金制度のしく み・見込額・受給手続きの方法など、年金に 関する様々なご相談を承っております。

◎年金相談会

全営業店で定期的に「年金相談会」を開催し ております。年金制度のしくみのご説明、受 給資格の調査、ご請求手続きなど、お客様お 一人おひとりにあったお手伝いをさせていた だいております。



【税務相談】

とねしん本店では、ご依頼をいただいたお客様を 対象に税務相談を行っています。

税務に関する様々なご相談を顧問税理士が承って おります。

※ご利用の際は、事前に予約が必要となります。



主な手数料一覧

1. 為替手数料

平成 27 年 6 月末日現在

種目	取	扱	同一店内宛	本支店宛	他金融機関宛
	電信扱	3万円未満	216円	3 2 4円	648円
振込手数料	电温级	3万円以上	432円	5 4 0円	864円
派乃士奴科	文書扱	3万円未満	216円	3 2 4円	648円
	义 音 扱	3万円以上	432円	5 4 0円	864円
先来中新にご	3万	———————————— 円未満	無料	216円	540円
為替自動振込	3万円以上		無料	324円	648円
送金手数料	電	信扱		432円	864円
<u> </u>	普 通 扱			432円	648円
	至 急 扱			1,080円	
代金取立手数料	普	通扱		864円	
1000-0000	同一手形交換所内		2 1 6 円 (小切手を除く)	2 1 6円	
組戻手数料 (送金・振込・取立手形)			6.4 ^{III}		
不渡手形返却料	──				
取立手形店頭呈示料				(江)00寸]起の天真で安	

⁽注) 一覧表にある為替手数料は、すべて1件または1通につきの金額です。 (注) 振込手数料同一店内宛は、本人宛および給与振込みを除きます。

2. ファーム・ホーム・テレホン・インターネット・モバイルバンキング、ファクシミリ・ATM振込手数料

種目	種 目 取 扱			本支店宛	他金融機関宛	
振込手数料	3万円未満(1件につき)		無料	108円	432円	
旅込 丁 奴科	3万円以上(1件につき)		無料	324円	6 4 8円	
ATM振込	3万円未満(1件につき)		無料	108円	3 2 4円	
(キャッシュカード扱い)	3万円以上 (1件につき)		無料	216円	5 4 0円	
	個人	3万円未満(1件につき)	無料	108円	3 2 4円	
		3万円以上(1件につき)	無料	216円	5 4 0円	
インターネットバンキング	法人	3万円未満(1件につき)	無料	108円	432円	
		3万円以上(1件につき)	無料	324円	6 4 8円	
	ファーム・ホームバンキング					
#+4104	ファクシミリ振込		月額 1,080円			
基本利用料	法人向けインターネットバンキング					
	個人向けインターネットバンキング		月額 108円			
パスワード生成機再発行手数料	個人向けイ	ンターネットバンキング	10,800円			

⁽注) インターネットバンキングの給与振込の手数料は本支店宛および他金融機関宛も含めて無料です。

3. でんさいサービス手数料

取	手数料1件あたり	
基本利用料	無料	
発生記録	当金庫宛	3 2 4円
光生記載	他行宛	5 4 0円
譲渡記録	当金庫宛	162円
i我//文言U或X	他行宛	270円
譲渡記録のうち割引によるもの(当金庫宛のみ)		162円
分割譲渡記録	当金庫宛	3 2 4円
刀刮琢皮心球	他行宛	5 4 0円
分割譲渡記録のうち割引によるもの (当金庫宛のみ)	3 2 4円	
保証記録	3 2 4円	
変更記録(オンライン扱い)※1	3 2 4円	
支払等記録(□座間送金決済以外)※2	3 2 4円	
でんさい入金手数料 (取立手数料) ※3	216円	
□座間送金決済中止手数料 (強制執行等の場合を除く)	6 4 8円	
支払不能情報照会 (利用者、元利用者からの照会)	3,240円	
	通常開示 (PCにて)	無料
開示手数料	通常開示 (書面にて)	6 4 8円
	特例開示 (書面にて)	3,240円
残高証明書発行手数料	4,320円	

発生させた「でんさい」の利害関係者が債務者と債権者のみの場合、オンラインで変更可能です。 利害関係者が3名以上いる場合は、書面での変更が必要となり、別途手数料がかかります。 「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。支払期日に口座間決済で決済された場合は手数料はかかりません。 「でんさい」の支払期日に受取人が負担する手数料です。

4. ATM・CD利用手数料(お引き出し・当金庫のATM・CDをご利用の場合)

	曜	\Box		時間帯	当金庫カード	当金庫以外の信用金庫カード	他金融機関のカード	郵便貯金のカード	
				8:30 ~ 8:45	無料	108円	216円	216円	
平			\Box	8:45 ~ 18:00	無料	無料	108円	108円	
				18:00 ~ 21:00	無料	108円	216円	216円	
	D⇒	Þ		8:30 ~ 14:00	無料	無料	108円	108円	
	土 曜 E	Df	É 🗆		14:00 ~ 19:00	無料	108円	216円	216円
\Box	曜・	祝祭		8:30 ~ 19:00	108円	108円	216円	216円	

⁽注) 1. A TMの入金手数料は、原則としてお引き出しと同様となります。(ただし、当金庫通帳・カードによる入金は日曜・祝祭日も無料です。) 2. ご利用時間は、店舗により異なります。

5. その他手数料

	3. C 37 IB 3 XX 1-1	14 0		△ 妬	
労 東 手 形 (1冊) (2世) (1円) (2世) (1日) (2世) (1日) (2世) (1日) (2世) (1日) (2世) (1日) (2世) (2世) (2世) (2世) (2世) (2世) (2世) (2世		種 目		金額	
マール	マ ル 専 手 形	(1枚)		5 4 0円	
日 元 外 切 子 寄 行 変数 日 元 か り 子 か か で かっかった 日 元 か り 子 か か か か の	為 替 手 形	(2冊セット販売・1冊2	2.5枚綴)	864円	
日					
用 党 行 手 鼓 料			, , ,	- / /	
	日口犯小切于共打于奴科				
日		預積金通帳・証書	(全預積金共通・盗難・罹災による再発行は無料)	1,080円	
おおかけ 1 日本 1 日本	再 発 行 手 数 料		(長期間の使用による劣化、利用頻度が高く破損しそう	1,080円	
日本語				43,200円	
日本語	7 1 2 10 10 + 35 10 10 7 14 10 10	極度増額を伴わない追加語	ta	21,600円	
不動性 注音接触の関係性質の一般技術		自己居住用不動産購入に係	系わる担保設定	21.600円	
(報) 部 等 発 行 す 数 料 (自) 数 発 行 す 数 料 (自) 数 発 行 を 含 む と	(取 扱 1 件 に つ き)				
超過程 日 数 名 行					
語 明 書 発 行 手 数 料					
日 明 書 光 行 す 放 料 表記明度 (注) 1 国即で 2 集となら合合 1 湯、2 部別行 依 割 り 用 紙 代		融資証明書(農業委員会技	是出の承諾書を含む)		
日 動 発 行 を 含 む 大機能制能 (注)	= n	融資利息証明書		5 4 0円	
日 朝 元 行 を 含 も			2葉となる場合は1通、2部発行依頼の場合は2通。	5 4 0円	
在1980時漢色に係る場合の年来疾病等範別書	(目動発行を含む)				
展 資 用 紙 代				7	
設・乗・車 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大					
数		信用金庫取引約定書(件)	5 4 0円	
数		約束手形 (手形貸付) (1件)	540円	
制 引 手 形 調 音 手 数 料 企業信用調金機同による限金の場合(1件・利用料を含む) 1.62の円 2.62の別の場合(1件・適信費を含む) 3.2 4円 2.62の別の場合(1件・適信費を含む) 3.2 4円 2.62の別の場合(1件・適信費を含む) 3.2 4円 2.62の別の場合(1件・適信費を含む) 3.2 4円 2.62の別の場合(1件・適信費を含む) 5.4 0の円 2.2.0 0 (1件 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	融 資 用 紙 代				
数字					
3 2 4 F					
火災保険質権設定手数料 1,080円 条件変更手数料 (2付実行時は無料) 5,400円 度金利特約手数料 (2付実行時は無料) 5,400円 援り上げ返済手数料 固定金利特制制間中(滑費省ローンを除く) - 部 (2付実行時は無料) - 部 21,600円 (海費省ローンを除く) - 部 21,600円 (海費省ローンを除く) - 部 21,600円 (海費省ローンを除く) - 部 21,600円 (2 金庫 中型(川) 10,800円 大型(川) 16,200円 大型(川) 16,200円 大型(川) 16,200円 (2 金 庫 中型(川) 19,440円 大型(川) 16,200円 (2 金 庫 中型(川) 19,440円 大型(川) 16,200円 (2 金 庫 中型(川) 19,440円 大型(川) 10,800円 (2 金 庫 中型(川) 10,800円 (2 金 庫 中国) (2 金 産 (2 海球(リステンー) (2 金 産 (2 海球(リステンー) (2 金 産	割引手形調杏手粉料	企業信用調査機関による関	R会の場合 (1件・利用料を含む)	1,620円	
条件変更手数 料等数率 器置的条件変更 (期限延長・元金変更・返済経際・金利) 15、400円 5、400円 繰り上げ返済手数料 (自対表) 所能無料) 5、400円 繰り上げ返済手数料 (自対表) 所能無料) 2 6 32,400円 6 6 7、400円 10,800円 6 400円 6 6 7、400円 10,800円 6 6 7、400円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800		上記以外の場合 (1件・	通信費を含む)	3 2 4円	
条件変更手数 料等数率 器置的条件変更 (期限延長・元金変更・返済経際・金利) 15、400円 5、400円 繰り上げ返済手数料 (自対表) 所能無料) 5、400円 繰り上げ返済手数料 (自対表) 所能無料) 2 6 32,400円 6 6 7、400円 10,800円 6 400円 6 6 7、400円 10,800円 6 6 7、400円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800円 10,800	火災保険質権設定手数料	(1件)		1.080円	
図 定金 利 特 約 手 数 料 (資付実行時は無料)			「E・元仝亦再・海洛坪署・仝利引き下げ等 久1件)		
## 9 上 げ 返 済 手 数 料			正文・九立文文・区内が直・立門力で「リサーロード)		
## り上 げ 返 済 手 数 料 固定金利特約期間中 全 額	回 正 金 利 符 約 手 数 料				
### 2				5,400円	
### 2	繰り上げ返済手数料	固定金利特約期間中	全 額 ———————————————————————————————————	32,400円	
日		(消費者ローンを除く)	— 部	21.600円	
貸金庫 中型(") 10.800円 大型(") 16.200円 大型(") 16.200円 大型(") 16.200円 中型(") 16.200円 中型(") 19.440円 大型(") 19.440円		VIJA - 7 CIN V	- -		
貸金庫手数件 大型(″) 16,200円 全自動貸金庫 中型(1年間分) 16,200円 中型(″) 19,440円 大型(″) 19,440円 大型(″) 12,680円 中型(″) 12,680円 大型(″) 12,680円 中型(″) 12,680円 大型(″) 12,680円 中型(″) 12,680円 外原(投入口)鍵(1個設加/年額)使用料とともに徴収 3,240円 専用入金帳 当座預金(1冊100枚綴) 5,400円 普通預金(1冊100枚綴) 5,400円 1,000分円上海 1,000分の1.5 1億円以上 1,000枚 101~1,000枚 324円 101~1,000枚 648円 101~300枚 101~1,000枚 101~300枚 101~1,000枚 101~300枚 200円 101~300枚 100円		<i>₩</i> ^ -		1 1	
全自動資金庫		貸 金 庫			
全自動資金庫	(A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B		大型(//)	16,200円	
全自動資金庫 中 型 (")	貝 並 熚 ナ 剱 科		小型(1年間分)	16.200円	
大型(") 22.680円 大型(") 22.690円 大型(") 22.680円 大型(")		全白動貸全庫	由		
使用料(外開鍵1億・入金袋3個/月額)(注)毎年4月15日に1年分を一括徴収		エロ 利 只 业 洋	, _ ,		
夜間預金金庫 外扉(投入口)鍵(1個追加/年額)使用料とともに徴収 3,240円 専用入金帳 当座預金(1冊100枚綴) 5,400円 株式・出資払込金取扱手数料 (取扱金額に応じて) 300万円未満 7,560円 園債保護預かり手数料 (普通預金等からの払い戻しで両替に準ずるものを含む) 1,000分の1.5 両替に準ずるものを含む) 持込枚数または受取枚数のいずれか多い枚数 101~1,000枚 1296円 両替機両 基本的項目(12項目):氏名(カナ氏名も含む),住所、生年月日、電話番号、助務先情報、同時報、可食用 1000枚 100円 1000枚 1000枚 1000枚 1000枚 101~2,000枚 648円に、2,000枚を超える分化では、1000枚 1000枚 1000枚 101~3,000枚 101~2,000枚 1000枚 1000枚 101~3,000枚 1000枚 1000枚 1000枚 101~3,000枚 1000枚 1000枚 1000枚 101~3,000枚 1000 2000円 501~1,000枚 1000 300円 1,001~1,300枚 200円 501~1,000枚 300円 1,001~1,300枚 300円 6人情報、定体的環境、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、電域、					
夜 間 預 金 金 庫 専用入金袋 専用入金袋 専用入金袋 専用入金袋 専用入金帳 (1個追加/年額)使用料とともに徴収		使用料 (外扉鍵1個・入金袋	3個/月額)(注)毎年4月15日に1年分を一括徴収	1,080円	
夜 間 預 金 金 庫 専用入金袋 専用入金袋 専用入金袋 専用入金袋 専用入金帳 (1個追加/年額)使用料とともに徴収		外扉(投入口)鍵 (1個	追加/年額)使用料とともに徴収	3.240円	
個人情報開示等請求手数料 書用入金帳 当座預金(1冊100枚綴) 5,400円 普通預金(1冊100枚綴) 5,400円 第通預金(1冊100枚綴) 5,400円 株式・出資払込金取扱手数料(取扱金額に応じて) 300万円以上5,000万円未満 1,000分の1.5 1(取扱金額に応じて) 1,000分の1.5 1(原円以上 1,000分の1.5 1(原円以上 1,000分の1.5 1(毎間以上 1,000分の1.5 1(毎間以上 1,000分の1.5 1(毎間以上 1,000分の1.5 1(毎間以上 1,000枚 101~1,000枚 324円 1001~1,000枚 648円 1~100枚 100枚 101~1,000枚 648円 1~100枚 100枚 101~1,000枚 648円 1~100枚 100枚 101~1,000枚 648円 1~100枚 2,00日 1~100枚 324円 101~300枚 100円 501~1,000枚 200円 501~1,000枚 300円 1,001~2,00枚 300円 1,001~300枚 300円 1,001~300枚 300円 1,001~1,300枚 300円 1,001~1,300枚 324円 1	夜 問 預 全 全 庫				
#		寸川八亚衣 (「他			
普通預金 (1冊100枚綴) 5,400円		専用λ金帳			
株式・出資払込金取扱手数料 (取扱金額に応じて) 5,000万円以上1億円未満 1,000分の1.5 1億円以上 1億円以上 1,000分の1.5 1億円以上 1,000分の1.0 国債保護預かり手数料 (1年間分) 1,296円 両替手数料 (普通預金等からの払い戻しで両替に準ずるものを含む) 1 2 1 2 1 0 0 枚 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 枚 3 2 4 円 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		/1 / リン / フル ルガス	普通預金(1冊100枚綴)	5,400円	
株式・出資払込金取扱手数料 (取扱金額に応じて) 300万円以上5,000万円未満 1,000分の2.5 頂・逆スイング 「適円以上 1~100枚 101~300枚 101~300枚 101~300枚 101~300枚 101~300枚 101~300枚 101~300枚 100円 個人情報開示等請求手数料 基本的項目(12項目):氏名(力大氏名)の1~1、300枚 1001~1、300枚 1001~1、300枚 1、001~1、300枚 1001~1、300枚 1001~1、300枚 <td rows<="" td=""><td></td><td>3 0 0 万円未満</td><td></td><td>7.560円</td></td>	<td></td> <td>3 0 0 万円未満</td> <td></td> <td>7.560円</td>		3 0 0 万円未満		7.560円
(取扱金額に応じて) 1億円以上 1,000分の1.5 1億円以上 1,000分の1.5 1億円以上 1,000分の1.0 1 1,000分の1.0 1 1,000分の1.0 1 1,000分の1.0 1 1,296円順・逆スイング 54円 1,000枚 101ず1か多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数のいずれか多い枚数 101~1,000枚 324円を加算した金額 2,001枚以上 648円に、2,000枚を記える分1~1,000枚 100円の100枚 100円の1000枚 100円の100枚 100円の1000枚 100円の100枚 100円の1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000	姓士· 中容 # 23 全 丽 # 王 ** ***		万田丰港		
1億円以上					
国債保護預かり手数料 (1年間分) 1,296円順・逆スイング 54円 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	(収扱亜額に応じて)		木洞		
順・逆スイング 1~100枚 無料 画替手数の時に準ずるものを含む) 持込枚数または受取枚数のいずれか多い枚数 1~100枚 101~1,000枚 6 48円に、2,000枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚 画 替機画		1億円以上		1,000分の1.0	
順・逆スイング 1~100枚 無料 画替手数の時に準ずるものを含む) 持込枚数または受取枚数のいずれか多い枚数 1~100枚 101~1,000枚 6 48円に、2,000枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚を超える分につりの枚 画 替機画	国債保護預かり手数料	(1年間分)		1,296円	
1~100枚					
両替手数(普通預金等からの払い戻しで両替に準ずるものを含む)			1 - 1 0 0 #		
(普通預金等からの払い戻しで 両替に準ずるものを含む)			* 1		
(普通預金等からの払い戻しで両替に準ずるものを含む) のいずれか多い枚数 1,001~2,000枚 648円 648円に、2,000枚を超える分 1~1,000枚 1~1,000枚 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	持込枚数または受取枚数			
2,001枚以上			1,001~2,000枚	648円	
Table T	両替に準ずるものを含む)	マンマコラ 1 いごシン・代文文人	2 0 0 1 1/2 1	648円に、2.000枚を超える分	
画 替 機 両 替 手 数 料 1~100枚 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円			2,001权以上	1~1,000枚毎に324円を加算した金額	
両 替 機 両 替 手 数 料 101~300枚 100円 301~500枚 200円 501~1,000枚 300円 1,001~1,300枚 400円 個人情報開示等請求手数料 基本的項目(12項目):氏名(カナ氏名も含む)、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、所得額、家族情報、□座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス その他項目 1,080円			1~100枚		
両 替 機 両 替 手 数 料 301~500枚 200円 501~1,000枚 300円 1,001~1,300枚 400円 個人情報開示等請求手数料 基本的項目(12項目):氏名(カナ氏名も含む)、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、所得額、家族情報、□座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス その他項目 1,080円					
5 0 1 ~ 1,000枚 300円 1,001 ~ 1,300枚 400円			* '		
1,001~1,300枚	両 替 機 両 替	手 数 料			
基本的項目(12項目):氏名(カナ氏名も含む)、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、所得額、家族情報、□座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス その他項目 1,080円			501~1,000枚	300円	
基本的項目(12項目):氏名(カナ氏名も含む)、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、所得額、家族情報、□座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス その他項目 1,080円			1.001~1.300枚	400円	
個人情報開示等請求手数料所得額、家族情報、口座番号、取引履歴、預金残高、借入残高、電子メールアドレス324円その他項目1,080円		基本的項目 (12 項目)・丘々	The state of the s		
その他項目 1,080円	個人情報問三笠建士光工物型			3 2 4円	
	四八月取用小守萌水十数科		」、私川核正、沢平/200、旧八/200、电丁/一ルノトレ人	1 0000	
		ての他項目			

とねしんの営業店長・新入職員のご紹介

本店営業部 八木原 保



まょうがくあいちょうず 『教学相長「人に教えること、人から学ぶ ことは互いに作用しあうものである」』

中町支店 金子 昌弘



『「地元とともに」その意義を考えて』

新治支店 河口 正道



『「互譲互助」の精神で頑張ります。』

追貝支店 大竹 幸一



「<mark>地元に必要とされる店</mark> づくりを目指します。」

渋川支店 堤 康次



『お客様の幸せをふくらませる のが仕事です!』

前橋支店 田村 浩二



『お客様の立場に立ち、同じ 目線で考え行動します。』

月夜野・水上支店 河合 一茂



『「心豊かに」をモットーに 日々取り組んでいます。』

北支店 木本 昌志



『今、何をすべきか、今、出来る ことに全力を尽くす。』

子持支店 角田 充功



『「毎日の積み重ねが大切」決して 諦めず、コツコツと毎日の積み重ね を大切にし、信頼・協力を得たい。』

昭和支店 上野 道明



『選ばれる<mark>金融機関になるため</mark> 日々汗を流す。』

片品支店 高橋 辰男



『「尾瀬の郷片品村」発展の ため、職員一丸となって 考動いたします。』

西支店 宮澤 隆-



『やる気と継続的な実践と 若干の気配りあれば、 結果は付いてくる。』

白沢・川場支店 小菅 隆夫



『お客様<mark>一人一人を大切に、</mark> 顧客満足度の向上に努めます。』

前橋西支店 大谷 健志



『地域のため、「<mark>意志ある</mark>ところ に道あり」で行動します。』

本店営業部 本多 将人



『感謝の気持ちを忘れずに』

本店営業部 横坂 結梨



『地域やお客様の笑顔の ために頑張ります。』

中町支店 永井 信吾



『周囲の方々の支えを大切に』

月夜野支店 杉木 映里奈



『お客様との"つながり"を大切に』



888



【沼田まつり】沼田市 提供

1 事 業 方 針

当金庫は、地域密着に徹した活動を強化継続して、信用金庫の基本理念に則った健全経営を推し進めて行くため、平成24年度より第2次「しんきん『つなぐ力』発揮」3ヶ年計画 〜地域の課題解決と持続的発展をめざして〜 をスタートさせ、地域の様々な主体を結び付ける役割(「つなぐ力」)を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指して活動してまいりました。

こうした中で、当金庫の取り組みをさらに充実したものとするためにも、我々は多様化・高度化する顧客ニーズにしっかりと対応し、顧客基盤の維持・拡大に努めてまいりました。

さらに、『協同組織理念』を念頭におきながら、相互扶助の基本に立ち返り、地域社会との"絆"を一段と強め、地域社会から期待され必要とされる金融機関を目指してまいりました。

これらを実現していくための具体的施策として以下の3点に取り組みました。

(1) 課題解決型金融の強化

- ・地域金融機関として、課題解決型金融への取り組み等を 通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。
- ・取引先の経営を悪化させないためのコンサルティング機能強化策に重点を置く。

(2) 独自性のさらなる発揮

- ・地域特産の食材を活かして付加価値を付け商品化させ る取り組み。
- ・地域の歴史をクローズアップさせるための取り組みと して商品開発の確立。

(3) 永続性ある経営の確立

- ・地域のニーズを適切に汲み取り、新たな資金需要を喚起させることができるような人材の育成。
- ・各種リスク管理体制の徹底および法令遵守の徹底。
- ・コスト削減や経営効率の徹底。

2. 経済金融環境

わが国経済は、アベノミクスの推進による円安・株高が持続し、 緩やかな回復基調を続けているものの、消費税引き上げ後の駆け込 み需要の反動や天候不順の影響から個人消費と設備投資が落ち込む など、次第に停滞感が強くなってきております。

一方において、地域経済の担い手である中小企業は、円安に伴う 原材料価格等の上昇から業況の改善に至らず、好調な輸出型製造業 の大企業との格差が広がっております。

政府は昨年6月下旬に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」と「日本再興戦略」の改訂版を策定し、成長戦略の成果が中小企業等に波及し、地域経済に好循環をもたらす「ローカル・アベノミクス」を提唱し、地方創生に積極的に取り組むこととしております。地域金融機関である当金庫としましては、地方創生の実現に向けた具体的な経済対策・中小企業対策が実行に移され、経済の好循環の波が早期に地方に広がってくることを強く期待しております。

金融面では、平成26年3月末の全国信用金庫の中小企業向け貸出が5年ぶりに前期比で増加に転じるなど明るい兆しも見られますが、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の継続を背景に貸出金利の低下が続いており、金融機関間の金利競争の一段の激化が懸念されます。

当金庫は、共同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域 社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業等の支援と地 域経済の発展に取り組んでまいりました。今後は、アベノミクスの 唱える「地方創生」に呼応して、つなぐ力を引き続き発揮すると共 に、地域における課題解決力を一層強化し、地域と中小企業等の成 長・発展に貢献すべく全力を挙げてまいる所存であります。

3.業 績

○預 金

厳しい管内経済状況の中、公的年金等の積極的な推進等もあり期末預金残高は2,337百万円増加の167,172百万円(増加率1.41%)であり、期中平均残高は1,058百万円増加の168,069百万円(増加率0.63%)となりました。

なお、期末残高のうち流動性預金は3,020百万円増加の58,697百万円(増加率5.42%)、定期性預金は682百万円減少の108,475百万円(減少率0.62%)となりました。

○貸出金

営業地域の景気停滞感が続く中で資金需要は少なく、貸出金増強に苦慮しておりますが、優良事業先等への積極的な新規・肩代りの推進やエネルギー、介護といった成長分野への推進に最大限注力してまいりました。その結果、期末貸出金残高は2,509百万円増加の90,889百万円(増加率2.83%)であり、期中平均残高は5,847百万円増加の89,860百万円(増加率6.96%)となりました。

○収益面

経常収益 3,679 百万円 前期比 198 百万円増 増加率 5.71% 経常費用 3,136 百万円 前期比 24 百万円減 増加率 \triangle 0.76% 経営利益 542 百万円 前期比 223百万円増 増加率 69.82% 当期純利益 483 百万円 前期比 177百万円増 増加率 58.11%

○自己資本比率

当 期 10.66% 前 期 9.93% 前期比 0.73 ポイント上昇

4. 業界の課題

人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化による過疎化や商 店街の衰退、さらには円安による原材料価格の上昇や消費税引上げ に伴う売上の減少等、中小企業は多くの課題を抱えております。

こうした中で中小企業の経営支援を行うにあたっては、地域の経済・産業の現状および課題を適切に認識・分析すると共に、こうした分析結果を活用し、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性を適切に評価し、それを踏まえた上での解決策の検討・提案が重要となりますので、コンサルティング機能を更に高めることが大切となります。

国や地方公共団体等の公的支援制度(補助金等)を有効活用することも重要であります。そのために、各種公的支援制度の種類や内容を研究し、中小企業に対して最適な支援制度の活用を提案・助言できる態勢を整え、積極的に支援していく必要があります。

信用金庫の最大の経営資源は「人」でありますので、地域において重要な役割を果たすためには、人づくりが基本となります。業務に関する能力開発はもとより、会員・お客様の満足や成長のために、また地域づくりに向けて、意欲と情熱を持って積極的に行動できる「信用金庫人」の育成に力を注ぐことも必要となります。

また、役職員が一体となって法令等遵守態勢・利用者保護態勢を整備・強化しなければならず、法令・監督指針の改正等に適切に対応することはもとより、不祥事件の未然防止や早期発見に向けた態勢整備に努める必要があります。さらに、昨今の社会的要請として、反社会的勢力の排除や巧妙化する金融犯罪に対処するため、警察当局との連携を強化していくことや、高齢顧客の増加等に伴い、金融商品・サービス等の提供にあたり、顧客の属性等に応じた丁寧な説明・対応が求められます。

当金庫は、中小企業への経営改善支援活動等に注力し、内部管理体制の充実、利用者保護体制の強化に努めることにより、地元の負託に応え地域経済の中枢を担う「とねしん」として邁進していく所存であります。

●貸借対照表(資産の部) (単位:百万円) (資産の部) 現 2,868 2,852 預 32,204 け 31,132 金 買入金銭債権 62 48 金銭の信託 300 有 価 証 50,116 52,486 券 玉 5,072 債 4,244 地 7,589 8,260 方 債 短期 社 債 22,307 20,843 債 431 971 式 15,544 17,338 その他の証券 貸 出 金 88,380 90,889 173 156 割引手形 手 形 貸 付 4,469 4,062 84,060 証書貸付 82,075 当座貸越 2,067 2,203 978 975 その他資産 19 18 未決済為替貸 信金中金出資金 549 549 前 払 費 用 未 収 収 益 289 277 未収還付法人税等 6 17 その他の資産 113 112 有形固定資産 1,668 1,609 421 365 土 地 1,050 1,016 リース資産 30 20 建設仮勘定 207 その他の有形固定資産 166 71 70 無形固定資産 ソフトウェア 2 1 のれん リース資産 その他の無形固定資産 69 繰延税金資産 債務保証見返 79 63 貸倒引当金 △ **3,202** △ 3,293 (うち個別貸倒引当金) (\triangle 2,880) (\(\triangle 2,945\)

173,528

176,836

資産の部合計

●貸借対照表(負債	責及び純資産の部)
-----------	-----------

● 貸	覚信	対	照表	(É	負債及び純資産の語	郢) (単位:百万円)
	;	科	B		平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
(負	債	の部	3)		
預		金	積	金	164,835	167,172
	当	座	預	金	805	940
	普	通	預	金	52,941	56,017
	貯	蓄	預	金	999	963
	通	知	預	金	239	45
	定	期	預	金	101,168	100,320
	定	期	積	金	7,988	8,154
	そ	の他	の預	金	691	731
譲	渡	性	預	金	_	
借		用		金	_	
	当	座	借	越	_	
そ	σ	他	負	債	389	388
	未	決済	育為 替	借	28	31
	未	払	費	用	37	30
	給	付補	貞 塡 備	金	8	7
	未	払法	人称	等	_	
	前	受	収	益	64	58
	払	戻	未済	金	1	0
	職	員	預り	金	33	38
	リ	_	ス債	務	30	20
	資	産防	去 債	務	15	15
	そ	の他	の負	債	168	185
賞	5	引	当	金	24	24
退	職	給付	引当	金	194	43
役!	員退	職慰	労引当	金	104	86
睡	民預金	金払戻	損失引	当金	29	33
偶	発	損失	引当	金	34	89
特	別沒	き上り	の引当	金	_	_
繰	延	税	金 負	債	207	377
債		務	保	証	79	63
負	債	の	部合	計	165,898	168,278
(;	純i	資 産	の音	图)		
出		資	į.	金	516	516
	普	通	出資	金	516	516
	優	先	出資	金	_	_
利	益	兼	余	金	6,356	6,825
	利	益	準備	金	523	523
	そ(の他和	川益剰紀	金余	5,833	6,301
	4	寺別	積立	金	4,467	4,470
			目的積立		(17)	(20)
			処分剰: 味処理損		1,365	1,831
処			済 持		△ 0	△ 0
会	員	勘	定合	計	6,872	7,341
その)他有	価証券	等評価差	額金	756	1,216
評値	西・排	與算差	額金等	合計	756	1,216
純	資	産の	部合	計	7,629	8,557
負債	責及で	グ純資	産の部	合計	173,528	176,836
					I.	

(注)貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法 による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原 価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入 法により処理しております。

6. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 . 貸倒引当金は、予め気おり計上しております。 予め定めている償却・引当基準に則り、次のと

おり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在い経営破綻の状況者者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、超が、今後経営破綻に陥る可能性が大き位と認められる債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸留を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸産産に、資産産の自己産定基準に基づき、資産産定室に営業関連部署)が資産産の自己産定基準に基づき、資産産定室に営業関連部署)が資産産を実施し、当該部署から独立した監査部(資産を表に対するとしては、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能ら認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額かられる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額からおり、その金額は7、390百万円であります。 3. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する治ります。

する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上し

ております

. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって 退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額 を計上しております。 また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された

企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金 庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができ ないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理し

ております。 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)

年金資産の額 1,549,255百万円

年金財政計算上の数理債務の額

サ亜別以前 昇上 シ級 1,738,229百万円 と最低責任準備金の額との合計額 1,738,229百万円 差引額 △188,974百万円 差引額

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (平成26年3月分) 0.1808%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債 務残高210,459百万円及び別途積立金21,485百万円でありま す。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金36百万円を費用処理し <u> でおりまず。</u>

ております。 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時 の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合 は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。). 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備え るため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業 年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 . 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、 預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発 生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備え るため、将来の負担金支払見込額を計上しております。 13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭 債権総額 62百万円

理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭 債務はありません。

16. 有形固定資産の減価償却累計額2,722百万円 17. 貸出金のうち 破砕生産を添けれる 貸出金のうち、破綻先債権額は141百万円、延滞債権額は

9,619百万円であります。

9,619百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は86百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を
図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の
返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行っ
た貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該
当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出
条件緩和債権額の合計額は9,846百万円であります。
なお、17 から20 に掲げた債権額は 貸倒引当金控除前

なお、17.から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は156百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 預け金 3百万円 有価証券 95百万円 担保資産に対応する債務

担保資産に対かする資格 預金84百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金2,025 百万円を差し入れております。 23. 出資1口当たりの純資産額8,293円78銭 24. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、

資産及び負債の総合的管理 (ALM) をしております。) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客 様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。。)) 金融商品に係るリスクに晒されております。。)) 金融商品に係るリスクに晒されております。。))

金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程等及び信用リスクに関する 管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信 審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問 題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営し ております。

ております。 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、 審議・報告を行っております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 ②市場リスクの管理 (i) 金利リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において市場リスク(金利リスク・為替リスク・価格変動リスク)を管理しております。 市場リスク管理規程及び方針において、リスク管理 方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員 会において決定された方針に基づき、必要に応じ理事 会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協

議を行っています。 日常的にはコンプライアンス統括部兼リスク管理統括 部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月 次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件 ごとに管理しております。 (iii) 価格変動リスクの管理

河 価格変動が入りの管理 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。 このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なまます。

このテ、デカリュースを通じて、価格変動リスクの軽減を 図っております。

図ってのります。 総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。 (iv) 市場リスクに係る定量的情報 当金庫では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク景がリスク関度額の範囲内となるよう。

取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成27年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で2,114百万円であります。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、適時に資金管理を行うはか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

流動性リスクを管理しております

どによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこ

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこ れらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困 難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 (単位:百万円)

	貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	31,132	31,056	△ 76
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,369	13,874	505
その他有価証券	39,097	39,097	_
(3) 貸出金 (*1)	90,889		
貸倒引当金(*2)	△ 3,293		
	87,596	90,228	2,631
金融資産 計	171,195	174,256	3,060
(1) 預金積金 (*1)	167,172	167,129	△ 43
金融負債 計	167,172	167,129	△ 43

- (*1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。 (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

がある。 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、取引金融機関から提示された価格、または市場金 利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載 しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金 融機関から提示された価格によっております。投資信託 は、公表されている基準価格によっております。 また、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項 については、26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

グ 貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として により算定し、 記載しております。

- の 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権 等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権 については、貸借対策監中の貸出会勘定に計上して いる額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上
- 額」という。) ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利 で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支 払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定 期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来の キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

の昇出稿末を时間にている金融として記載しているま その割引率は、市場金利を用いております。 (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価

情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	19
승 計	19

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10 年超
預け金(* 1) 有価証券	18,132	6,000	_	7,000
満期保有目的 の債券	569	2,297	983	9,518
その他有価証 券のうち満期 があるもの	2,607	11,864	17,037	2,811
貸出金 (* 2)	21,938	22,684	18,287	20,159
合 計	43,247	42,845	36,308	39,488

- (*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含め ております。
- 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

(単位・五万田)

			(—	<u>т. П/Л/Л/</u>
	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10 年超
預金積金(*)	151,281	13,847	94	294

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりで あります。

両期係有目的∅	(単	14.日万円)		
	種 類	貸借対照表計 上額	時 価	差額
	国債	_	_	_
D+ / / N/2 // / /	地方債	_	_	_
時価が貸借対 照表計上額を	短期社債	_	_	_
照衣訂工顔を 超えるもの	社債	2,320	2,518	198
	その他	7,349	7,813	464
	小計	9,669	10,331	622
	国債	_	_	_
D+ / / N/A- / / /	地方債	_	_	_
時価が貸借対 照表計上額を	短期社債	_	_	_
超えないもの	社債	300	297	△ 2
	その他	3,400	3,245	△ 154
	小計	3,700	3,543	△ 156
合	dž	13.369	13.874	505

その他有価証券

	種類	貸借対照表計 上額	取得原価	差額	
	株式	873	540	332	
	債券	28,057	27,045	1,012	
貸借対照表	国債	4,873	4,694	179	
計上額が取	地方債	8,061	7,731	329	
得原価を超	短期社債	_	_	_	
えるもの	社債	15,122	14,618	503	
	その他	4,671	4,237	434	
	小計	33,602	31,822	1,779	
	株式	78	80	△ 1	
	債券	3,498	3,512	△ 14	
貸借対照表	国債	198	199	△ 1	
計上額が取	地方債	198	200	△ 1	
得原価を超	短期社債	_	_	_	
えないもの	社債	3,100	3,112	△ 12	
	その他	1,918	2,000	△ 81	
	小計	5,495	5,593	△ 98	
合	計	39,097	37,416	1,681	

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	_	_	_
債券	_	_	_
その他	84	5	_
合 計	84	5	_

28. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,546百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、1,878百万円あります。

が1年以内のものが、1,878自力円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予助産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、 それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,232百万円
減価償却費損金算入限度超過額	31
有価証券償却	82
固定資産の減損損失	35
退職給付引当金	11
役員退職慰労引当金	23
繰越欠損金	130
その他	60
繰延税金資産小計	2,608
評価性引当額	△ 2,520
繰延税金資産合計	87
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	465
その他	0
繰延税金負債合計	465
繰延税金資産(負債)の純額	(377) 百万円

役職員の報酬体系の開示

報酬体系について

(畄位・五万田)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、 理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞 与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会におい て決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきまして は、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時 に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、常勤役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、 主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給方法

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	1 1 9

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です (期中に退任 した者を含む) 。
 - 2. 上記の内訳は、「基本報酬」73百万円、「賞与」10百万円、「遺職慰労金」35百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する 部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り 入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の 非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であっ て、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当 金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成26年度においては、該当する会社はありませんでした。3. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 - 4. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

●損益計算書

(単位:千円)

							(単位・十円)
	科	■				平成 25 年度	平成 26 年度
経	常		収		益	3,480,372	3,679,310
資	金 選	■ 月	月収	7	益	2,856,738	2,726,466
貸	出	金	利		息	1,724,686	1,663,731
預	け	金	利		息	287,990	217,170
有	価証	券 利	息配	当	金	826,336	828,135
そ	の他	の 5	受 入	利	息	17,723	17,428
役 3	務 取	引	等」	収	益	207,993	218,132
受	入為	替	手	数	料	113,959	115,530
そ	の他	の 往	殳 務	収	益	94,033	102,601
そ (の他	業	務」	収	益	296,911	683,826
外	国 為	替	売	買	益	376	525
玉	債 等	債 タ	5 売	却	益	28,608	5,540
玉	債 等	債多	等 償	還	益	263,589	665,027
そ	の他	の美	業 務	収	益	4,336	12,733
そ (の他	経	常」	収	益	118,729	50,885
貸	倒引		- 1 - 1 - 1	入	 益	_	_
僧	却債			<u>寸</u>	益	44,560	18,733
株					益	55,201	
金	銭の		. 運	用	益	938	1,230
 そ	の 他		<u>。</u> 圣常	収	益	18,028	30,922
	常		費		用	3,160,817	3,136,635
	金 調			F	用	63,521	61,190
	金		利	_	息	59,272	57,240
給		 真 備	金 繰	入	額	4,087	3,774
借	用用	金	利		息		
そ	の他		支 払	利	息	160	174
	務 取	引		費	用	120,363	125,106
	払為			<u>数</u>	料料	33,621	34,859
そ	の他		 殳 務	費	用	86,742	90,246
	ァーラ の 他	業			用	34,683	49,783
	国為			之 買	//// 損		5,, 65
	債 等			却	 損	5,918	
 国	債 等		\$ 償	還	<u>//</u> 損	27,932	49,545
				償	却		
	の他		 業 務	費	用	833	237
 経	97 10		C 70.0		費	2,041,250	1,988,490
		件			費	1,347,364	1,271,684
					費	665,464	689,153
税		11.			金	28,420	27,653
	の 他	経	常	費	用	900,999	912,064
	倒 引				額	594,411	753,434
	出出	 金	位置	/\	却	278,895	60,979
 株				<u>[]</u>	損	270,093	
	式	等等	償	ή¬	却	2,366	_
				m		2,300	_
金	銭の世		千 運	用炉	損	_	_
そ	の他			賞	却田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	75.325	07.650
を増せ	の 他 L** (で		圣常	費	用 - \	25,325	97,650
経常利	لا) ⊞ ل	くほぎ	全吊子	貝子	<)	319,554	542,674

		(単位:千円)
科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
特 別 利 益	_	_
固定資産処分益		_
その他の特別利益	_	_
特 別 損 失	2,832	64,212
固定資産処分損	1,852	2,812
減 損 損 失	_	61,399
その他の特別損失	980	_
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)	316,721	478,462
法人税、住民税及び事業税	1,634	1,643
法 人 税 等 調 整 額	9,165	△ 6,898
当期純利益(又は当期純損失)	305,922	483,718
繰越金(当期首残高)	1,058,898	1,347,335
と ね し ん ふ る さ と 基 金 積 立 金 取 崩 額	980	_
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	1,365,801	1,831,053

(注) 損益計算書の注記
1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1 口当たり当期純利益金額 468 円 64 銭
3. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について 61,399 千円の減損損失を計上しております。上記減損損失は、土地 33,530 千円、建物 27,868 千円であります。
営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店)ごとに継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。本部、倉庫、体育館、厚生施設については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額としております。

●剰余金処分計算書

(単位:円)

		(+12.13)
科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	1,365,801,886	1,831,053,537
積 立 金 取 崩 額	_	_
特別積立金取崩額	_	_
計	1,365,801,886	1,831,053,537
剰 余 金 処 分 額	18,466,655	19,395,036
利 益 準 備 金	_	_
普通出資に対する配当金	15,466,655	15,395,036
(配当率)	(年 3%)	(年 3%)
特別積立金	3,000,000	4,000,000
う ち 目 的 積 立 金 (とねしんふるさと基金)	(3,000,000)	(4,000,000)
繰 越 金(当 期 末 残 高)	1,347,335,231	1,811,658,501

平成 26 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成 に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 27 年 6 月 26 日

利根郡信用金庫 理事長





監査報告書(監査報告書は決算関係書類に対するものであります)

独立監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

謄本

利根郡信用金庫理事会御中

平成 27 年 5 月 25 日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 📵

指定有限責任社員

業務執行社員
公認会計士

公認会計士 小出 検次 @

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、利根郡信用金庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部 統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正 又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明す るためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な 表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての 計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該 計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書 謄本

監査報告書

謄本

私たち監事は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 64 期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部管理基本方針)の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 業務報告等の監査結果
 - 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する理事会決議「内部管理基本方針」の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部管理基本方針に関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月2日 利根郡信用金庫

常勤監事 高野 将廣 印 監 事 高井 英昭 印 監 事 秋元 良介 印

(注) 監事 高井 英昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

●主要な事業の状況(直近の5事業年度)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経 常 収 益	3,404	3,365	3,257	3,480	3,679
経常利益(又は経常損失)	△ 1,320	456	429	319	542
当期純利益(又は当期純損失)	△ 1,474	433	419	305	483
出資総額	515	516	516	516	516
出 資 総 口 数	1,030	1,033	1,032	1,032	1,032
純 資 産 額	6,173	6,555	7,400	7,629	8,557
総 資 産 額	167,889	170,870	173,119	173,528	176,836
預 金 積 金 残 高	160,506	163,323	164,587	164,835	167,172
貸 出 金 残 高	84,178	84,362	80,758	88,380	90,889
有 価 証 券 残 高	49,729	54,299	54,695	50,116	52,486
単体自己資本比率	8.12%	8.81%	9.53%	9.93%	10.66%
出資に対する配当金(出資1口当たり)	15円	15円	15円	15円	15円
役 員 数	11人	11人	11人	11人	11人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	6人	6人
職員数	216人	219人	216人	216人	217人
会 員 数	17,324人	17,216人	17,162人	17,105人	16,977 人

●業務純益・業務粗利益

(単位:千円)

(単位:百万円、千口)

	科	目		平成 25 年度	平成 26 年度
資	金 運	用 収	支	2,793,271	2,665,339
	資 金 運	用 収	益	2,856,738	2,726,466
	資 金 調	達費	用	63,466	61,126
役	務取引	等 収	支	87,629	93,026
	役 務 取	引 等 収	益	207,993	218,132
	役 務 取	引 等 費	用	120,363	125,106
そ	の 他 業	務 収	支	262,227	634,043
	そ の 他	業 務 収	益	296,911	683,826
	そ の 他	業務費	用	34,683	49,783
業	務 粗	利	益	3,143,129	3,392,409
業	務 粗	利 益	率	1.83%	1.96%
業	務	純	益	1,178,015	1,386,234

- ◆ 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成 25 年度 54 千円、平成 26 年度 64 千円)を控除して表示しております。
 ◆ 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
 ◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円、%)

							平成 25 年度 平成 26 年度					
						平均残高	利 息	利 🛮	平均残高	利 息	利 回	
資	金	運	用	勘	定	172,310,883	2,856,738	1.65	173,812,593	2,726,466	1.56	
	貸		出		金	84,012,820	1,724,686	2.05	89,860,815	1,663,731	1.85	
	預		け		金	34,438,121	287,990	0.83	31,735,556	217,170	0.68	
	有	価		証	券	53,236,023	826,336	1.55	51,611,300	828,135	1.60	
資	金	調	達	勘	定	166,897,010	63,466	0.03	167,916,640	61,126	0.03	
	預	金		積	金	167,011,146	63,360	0.03	168,069,935	61,015	0.03	
	借		用		金	_	_	_	_	_		
資	金	運	用	収	支		2,793,271		2,665,339			

- ◆ 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成 25 年度 36 百万円、平成 26 年度 37 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成 25 年度 182 百万円、平成 26 年度 213 百万円)及び利息(平成 25 年度 54 千円、平成 26 年度 64 千円)を、それぞれ控除して表示しております。
 ◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

								平成 25 年度		平成 26 年度			
							残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	
受		取		利		息	30,487	△ 53,653	△ 23,166	98,794	△ 228,770	△ 129,976	
	う	ち	1	貸	出	金	33,719	△ 141,384	△ 107,665	151,791	△ 212,745	△ 60,954	
	う	ち	j	預	け	金	△ 5,462	13,203	7,741	△ 21,418	△ 49,402	△ 70,820	
	う	ち	有	価	証	券	2,230	74,527	76,757	△ 31,578	33,377	1,799	
支		払		利		息	264	△ 13,645	△ 13,380	△ 2,344	_	△ 2,344	
	う	ち	預	金	積	金	264	△ 13,645	△ 13,380	△ 2,344	_	△ 2,344	
	う	ち	1	借	用	金	_	_	_	_	_	_	

- ◆ 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。 ◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●役務取引等収支の内訳

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度
役務取引等収益	207,993	218,132
受 入 為 替 手 数 料	113,959	115,530
そ の 他 の 受 入 手 数 料	94,033	102,601
役務取引等費用	120,363	125,106
支 払 為 替 手 数 料	33,621	34,859
その他の支払手数料	1,485	1,560
その他の役務取引等費用	85,256	88,686
役務取引等収支	87,629	93,026

●その他業務収支の内訳

(単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度
その他業務収益	296,911	683,826
外 国 為 替 売 買 益	376	525
国 債 等 債 券 売 却 益	28,608	5,540
国 債 等 債 券 償 還 益	263,589	665,027
その他の業務収益	4,336	12,733
その他業務費用	34,683	49,783
外 国 為 替 売 買 損	_	_
国 債 等 債 券 売 却 損	5,918	_
国 債 等 債 券 償 還 損	27,932	49,545
国 債 等 債 券 償 却	_	_
その他の業務費用	833	237
その他業務収支	262,227	634,043

●経費の内訳

(単位:千円)

						平成 25 年度	平成 26 年度
人		件			費	1,347,364	1,271,684
	報酬	給	料	手	当	1,098,799	1,117,042
	退職	給	付	費	用	89,252	△ 1,521
	そ	(の		他	159,312	156,163
物	件				費	665,464	689,153
	事	į	務		費	248,984	261,526
	固 定	! i	資	産	費	122,947	118,113
	事	į	業		費	56,753	62,204
	人事	J	孠	生	費	24,406	21,547
	固 定	資	産	償	却	97,873	110,558
	そ	(の		他	114,498	115,204
税					金	28,420	27,653
合					計	2,041,250	1,988,490

●諸比率

(単位:%)

	平成 25 年度	平成 26 年度
預 貸 率 (期 末)	53.61	54.36
" (期中平均)	50.30	53.46
預 証 率 (期 末)	30.40	31.39
" (期中平均)	31.87	30.70
資 金 運 用 利 回	1.65	1.56
資 金調 達 原 価 率	1.25	1.21
総資金利 鞘	0.40	0.35
—————総資産経常利益率	0.18	0.30
総資産当期純利益率	0.17	0.27

[◆] 総資産経常 (当期純) 利益率 = 経常 (当期純) 利益 ※資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100 ◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質を示す非常に重要な指標の一つで、自己資本比率が高いほど安全性が高いことになります。 平成 10 年 4 月から導入された早期是正措置では、国内業務のみを取り扱う金融機関は、自己資本比率が 4%を下回ると、金融当局による行政措置が発動されることになります。

当金庫の自己資本比率は 10.66% (前年度 9.93%) と国内基準 4%の 2 倍強の高い安全性を確保しています。



とねしんの自己資本比率は 自己資本の額(ハ) リスク・アセット等の額の合計額(二) = **10.66**%

(単位:百万円)

		 経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
		1 977 (UK		I PEN CON
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,857		7,325	
うち、出資金及び資本剰余金の額	516		516	
うち、利益剰余金の額	6,356		6,825	
	15		15	
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	321		347	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	321		347	
うち、適格引当金コア資本算入額	_			
商格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎 頁目の額に含まれる額	_		_	
公の機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改 上告示財則第 4 条第 3 項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
上地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第				
・条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ)	7,178		7,673	
	7,170		7,073	
コア資本に係る調整項目	71		70	1
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	71	_	70	
うち、のれんに係るものの額	_			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	71	-	70	
異延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0		4	
適格引当金不足額	-	-	_	
正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	-	_	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	-	_	
前払年金費用の額	_	-	_	
目己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	_	
関図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	
数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	
用金庫連合会の対象普通出資等の額	_			
時定項目に係る 10% 基準超過額				
	_	_		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
寺定項目に係る 15% 基準超過額	-	-	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	- 1	_		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	-	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
		-	- - 74	
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 コア資本に係る調整項目の額(ロ) 日で資本	- 72		74	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 ロア資本に係る調整項目の額 (ロ) 日ご資本 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 ロア資本に係る調整項目の額 (ロ) 日ご資本 日ご資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,106		74 7,598	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 ロア資本に係る調整項目の額 (ロ) 目己資本 目己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) リスク・アセット等 画用リスク・アセットの額の合計額	7,106 66,026	-	74 7,598 65,865	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 ロア資本に係る調整項目の額 (ロ) 日ご資本 日ご資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,106	-	74 7,598 65,865 65,814	
うち、緩延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 コア資本に係る調整項目の額 (ロ) コフ資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) コスク・アセット等 国用リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	7,106 66,026	-	74 7,598 65,865	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 プア資本に係る調整項目の額 (ロ) 記で資本 記で表の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) フスク・アセット等 第日リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目	7,106 66,026	-	74 7,598 65,865 65,814	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17 資本に係る調整項目の額 (ロ) 12 日本 (ロ) (ハ) 13 フ・アセット等 15 用りスク・アセットの額の合計額 16 (オン・パランス) 項目 17 5、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 18 方ち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 18 方ち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示例則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形包定資産 (のれん及びモーゲージ・	7,106 66,026		74 7,598 65,865 65,814	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額 (ロ) 1記資本 12資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 1スク・アセット・等 13用リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランズ) 項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、縁延税金資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、制止年金費用に係るものの額	7,106 66,026		74 7,598 65,865 65,814	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額 (ロ) 1記資本 1記資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 1スク・アセット等 1間リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、緩延税金資産に係るものの例のうち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、が近年金費用に係るものの館うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前近年金費用に係るものの館うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第1条条第5項又は第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したとリスク・アセットの額を経過注意を用いずに算出したとリスク・アセットの額を経過注意を	7,106 66,026 65,964 — — — — — —		74 7,598 65,865 65,814	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額 (ロ) 12文本 13-資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 12スク・アセット等 13. 関連 (ロ) 13. 関連 (ロ) 14. アセットの額の合計額 15. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 15. 調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 15. 調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無疑税金資産に係るものの額 15. 調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無妊免金資産に係るものの額 15. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 12 条第 5 項又は第 6 項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を呼らの額を受け、第 12 により、なお従前の例によるとしてリスク・アウッの額を控制を開いますに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を必要に対して対している。	7,106 66,026 65,964		74 7,598 65,865 65,814 △ 5,043 — — — △ 5,043	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額(ロ) 12資本に係る調整項目の額(ロ) 12資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) 1スク・アセットで 1周リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、誤避項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービンング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無延配金資産に係るものの額うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、制延年金費用に係るものの額うち、側整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前近年金費用に係るものの館うち、他の金融機関等の対象資本調進手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出	7,106 66,026 65,964 — — — — — —		74 7,598 65,865 65,814 △ 5,043 —	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額 (ロ) 12文本 13-資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 12スク・アセット等 13. 関連 (ロ) 13. 関連 (ロ) 14. アセットの額の合計額 15. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 15. 調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 15. 調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無疑税金資産に係るものの額 15. 調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無妊免金資産に係るものの額 15. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示削則第 12 条第 5 項又は第 6 項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を呼らの額を受け、第 12 により、なお従前の例によるとしてリスク・アウッの額を控制を開いますに算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を必要に対して対している。	7,106 66,026 65,964		74 7,598 65,865 65,814 △ 5,043 — — — △ 5,043	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額 (ロ) 12文本 12資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 12スク・アセット等 13用リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無疑免益資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無疑免益資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第 8 条第 6 項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前址年金費用に係るものの額 うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示限用第 12 条第 5 項又は第 6 項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額がら経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額が自然では、100円に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	7,106 66,026 65,964		74 7,598 65,865 65,814 △5,043 — — △5,043 — 43	
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 17 資本に係る調整項目の額(ロ) 12 資本の額((イ) - (ロ))(ハ) 12 グネークをいった。 13 日本の額((イ) - (ロ))(ハ) 13 大アセットが 15 日本の額((イ) - (ロ))(ハ) 15 大 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 16 質産(オン・パランス)項目 17 方ち、解整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示例則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額 18 方ち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示例則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、複延税金資産に係るものの額 18 方ち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示例則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、解述税金資産に係るものの額 18 方ち、側整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示例則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前4年金費用に係るものの額 18 方ち、止記以外に該当するものの額を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 18 方ち、上記以外に該当するものの額 18 オフ・パランス取引等項目 18 マス・アセットの額を8%で除して得た額 中央消算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	- 72 7,106 66,026 65,964 57 1 2		74 7,598 65,865 65,814 △5,043 △5,043 - 43 6 0	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17 資本に係る調整項目の額 (ロ) 12 資本 12 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 17 グイヤット等 18 月リスク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、緑通措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、緑延税金資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、総税税金資産に係るものの額 うち、側を関目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前比年金費用に係るものの額 うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示税則第12条第5項又は第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 オフ・パランス取引等項目 CVA リスク相当額を8% で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	7,106 66,026 65,964 57 1		74 7,598 65,865 65,814 △5,043 △5,043 - 43 6	
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 17 資本に係る調整項目の額(ロ) 12 資本の額((イ) - (ロ))(ハ) 17 グーヤセットの 18 両 リスク・アセットの額の合計額 19 産(オン・パランス)項目 19 方ち、緑湿措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 20 方ち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示剤則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額 20 方ち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示剤則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、緩延税金資産に係るものの額 20 方ち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示剤則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、制・なのの額のうち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示剤則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額 20 方ち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示税制第12条第5項)を可と同いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 20 カー・バランス取引等項目 10 マー・アセットの額でいる経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 21 オフ・バランス取引等項目 12 マー・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	- 72 7,106 66,026 65,964		74 7,598 65,865 65,814 △ 5,043 — — — — — — — — — 43 — 43 — 6 — 0 5,402	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17 資本に係る調整項目の額 (ロ) 12 プネータの額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 17 プ・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、誤避項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービンング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービンング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、緩延税金資産に係るものの額うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額うち、前別等12条第5項又対第6項 を用いて第出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに第出したリスク・アセットの額を控除した額うち、上記以外に該当するものの額オフ・パランス取引等項目 CVA リスク相当額を8% で除して得た額中央消算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額「ペレーショナル・リスク相当額の合計額を8% で除して得た額明リスク・アセット調整額「ペレーショナル・リスク相当額の合計額を8% で除して得た額	- 72 7,106 66,026 65,964 57 1 2 2 5,532		74 7,598 65,865 65,814 △5,043 — — — — — — — — — — 43 6 0 5,402 — —	
うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 17資本に係る調整項目の額 (ロ) 12資本 12資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) 12ク・アセットの額の合計額 資産 (オン・パランス) 項目 うち、緑過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、継近税金資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、総近税金資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第8条第6項) により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額 うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 (自己資本比率改正告示財則第12条第5項又は第6項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 うち、上記以外に該当するものの額 オフ・パランス取引等項目 CVA リスク相当額を 8% で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 「ペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額 国用リスク・アセット調整額	- 72 7,106 66,026 65,964		74 7,598 65,865 65,814 △ 5,043 — — — — — — — — — 43 — 43 — 6 — 0 5,402	

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定性的な開示事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目で構成されています。自己資本 の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまか らお預りしている出資金が該当します。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自 己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げ を第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

) リスノ官ほのガゴスの子続きの概要 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が 損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理 すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手 続き等を明示した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を制定し、 信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実 施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で 協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣 に対して報告する態勢を整備しております。

(首領引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定する とともに、その結果については監査法人の監査を 上しております。 (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関 その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関 を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関 の使分けは行っておりません。

・日本格付投資情報センター

・日本格付研究所 (JCR)

・ムーディーズ(Moody's) ・スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理 の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当 します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、 事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、 担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識し ております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の 取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が 必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご 契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、

当金庫が扱う担保には、自金庫損金積金、有価証券、不動産等、保証には、 人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。 また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的 に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いた します。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、 特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある

信用リスクが内包されております。 当金庫における派生商品取引に該当するものは、投資信託の内訳の一部のみであり、含まれるリスクの影響は限定的であります。 また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産 など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却 して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーター

証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものがすべてであります。 当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管 理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「赤 資運用基準」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに、投資対 象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行って います。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出 に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。
(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用

する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格 付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適 格格付機関の使分けは行っておりません。

・日本格付投資情報センター (R&I)

・日本格付研究所 (J C R)
・ムーディーズ (M o o d y ' s)
・スタンダード・アンド・プアーズ (S & P)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

) リスク管理の力針及び手続きの検要 当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。 リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、 態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資その他これに類するエ クスポージャー又は株式等エクスポージャー に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、 場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、 株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資 金が該当します。

金が該当します。
そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理を員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛け、同基準に基づいた厳格な運用・管理を行っております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った。適正な処理を行っております。 指針」に従った、適正な処理を行っております。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、 応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・ コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要 金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法 「ラダー計算方式」

コア預金

:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法:現残高の50%相当額 滿期:5年以内(平均2.5年) 金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅 99 パーセンタイル値又は 1 パーセンタイル値

リスク計測の頻度

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈 定量的な開示事項 〉

(1) 自己資本の構成に関する事項 38ページ参照

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成 2	5 年度	平成 2	6 年度
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	66,026	2,641	65,865	2,634
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	65,802	2,632	70,848	2,833
(i)ソブリン向け	1,398	55	828	33
(ii)金融機関向け	14,014	560	10,519	420
(iii)法人等向け	28,588	1,143	28,187	1,127
(iv) 中小企業等・個人向け	7,219	288	7,940	317
(v) 抵当権付住宅ローン	1,892	75	1,935	77
(vi) 不動産取得等事業向け	2,361	94	2,148	85
(vii)3ヵ月以上延滞等	2,105	84	1,854	74
(viii) 取立未済手形	3	0	3	0
(ix)信用保証協会等による保証付	621	24	573	22
(x) 出資等	291	11	1,895	75
(xi)上記以外	7,304	292	14,960	598
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー	_	_	8,822	352
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に 算入されなっかた部分に係るエクスポージャー	703	28	703	28
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	199	7	207	8
上記以外のエクスポージャー	6,402	256	5,227	209
②証券化エクスポージャー	162	6	9	0
③他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	_	_	△ 5,043	△ 201
④オフ・バランス取引等	57	2	43	1
⑤ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	1	0	6	0
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,532	221	5,402	216
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	71,558	2,862	71,267	2,850

八・学体系が受旨に其本稿(1 T U)
 (注) 1. 所要自己資本の額・リスク・アセット× 4%
 (注) 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・パランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共回体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方込営企業等金融機構、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン 扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際連貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「3 ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が制定支払日の翌日から3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソプリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法> <u>粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額) × 15%</u> 直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

- (3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)
- イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー	信用リスク	3ヵ月以上延滞								
区分			貸出金、コミットメ リバティブ以外のオ		債	券	デリバテ	ィブ取引	エクスポ	ージャー
期間区分	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
製 造 業	5,308	5,521	4,004	4,219	1,303	1,302	_	_	189	162
農・林業	557	530	557	530	_	_	_	_	0	0
漁業	14	13	14	13	_	_	_	_	_	
鉱 業 、採 石 業 、砂 利 採 取 業	280	210	280	210	_	_	_	_	_	
建 設 業	4,323	4,046	4,323	4,046	_	_	_	_	411	357
電 気・ガス・熱 供 給・水 道 業	1,242	1,900	241	499	1,001	1,401	_	_	_	
情報通信業	407	424	207	224	199	199	_	_	0	0
運輸業、郵便業	4,531	4,640	473	650	4,058	3,990	_	_	0	
卸 売 業 、 小 売 業	8,055	8,142	6,941	7,030	1,113	1,112	_	_	397	281
金融 保険業	64,477	62,703	40,707	41,028	23,770	21,675	_	_	_	
不 動 産 業	7,688	8,754	6,276	7,542	1,412	1,212	_	_	425	143
物品質質業	14	13	14	13	_	_	_	_	_	
_ 学 術 研 究 、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	114	105	114	105	_	_	_	_	_	
宿 泊 業	7,637	7,192	7,637	7,192	_	_	_	_	314	354
飲 食 業	1,495	1,420	1,495	1,420	_	_	_	_	55	53
生活関連サーピス業、娯楽業	4,016	3,633	4,016	3,633	_	_	_	_	520	486
教育、学習支援業_	437	404	437	404	_	_	_	_	_	
医療、福祉	3,624	4,090	3,624	4,090	_	_	_	_	_	
_ その他のサービス	11,124	10,417	10,824	10,117	299	299	_	_	752	1,027
国・地 方 公 共 団 体 等	23,872	26,822	12,205	13,830	11,666	12,991	_	_	_	
	18,405	18,034	18,405	18,034	_	_	_	_	258	241
_ そ の 他	7,751	9,461	5,582	6,891	2,169	2,569	_	_	_	_
業種別合計	175,384	178,486	128,387	131,730	46,996	46,755	_	_	3,326	3,107
1 年 以 下	41,215	42,023	36,846	38,556	4,368	3,467	_	_		
1 年 超 3 年 以 下	24,474	24,186	17,725	16,899	6,749	7,287	_	_		
3年超5年以下	22,338	20,954	15,025	14,284	7,312	6,670	_	_		
5 年 超 7 年 以 下	11,138	14,830	7,070	7,891	4,068	6,939				
7年超 10年以下	26,624	25,355	14,917	14,896	11,706	10,459	_	_		
	32,364	32,091	19,573	20,159	12,790	11,931	_	_		
期 間 の 定 め の な い も の	17,228	19,043	17,228	19,043	_	_	_	_		
残 存 期 間 別 合 計	175,384	178,486	128,387	131,730	46,996	46,755	_	_		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. [3ヵ月以上延滞エクスポージャー] とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央消算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 44ページ参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

			個別貸	到引当金			(SILI)	貸出金償却		
	期間		期中地	曽減額	期末	残高	貝田:	立 慎勾!		
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度		
製造	集 69	55	△ 13	1	55	56	85	11		
農 • 林	業 —	0	0	△ 0	0	0	_	_		
漁	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
鉱業、採石業、砂利採取	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
建設	業 309	288	△ 20	△5	288	282	35	21		
電気・ガス・熱供給・水道	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
情報通信	業 1	_	△ 1	_	_	_	3	_		
運輸業、郵便	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
卸 売 業 、 小 売	業 128	150	21	1	150	152	20	5		
金融 保険	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
不 動 産	業 72	285	213	58	285	344	7	_		
物品賃貸	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
学術研究、専門・技術サービス	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
宿泊	集 1,303	1,569	266	△12	1,569	1,557	34	11		
飲食	第 50	48	△ 1	10	48	59	1	1		
	業 130	115	△ 14	△5	115	110	13	_		
教育、学習支援	業 —	_	_	_	_	_	_	_		
医療、福	业 —	_	_	_	_	_	_	_		
その他のサービ	3 70	316	△ 54	5	316	322	53	_		
国・地方公共団体	等 —	_	_	_	_	_	_	_		
個	人 56	50	△6	10	50	60	24	9		
合	t 2.490	2,880	389	64	2.880	2.945	278	60		

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

(単位:百万円)

		エクスポー	ジャーの額		
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	平成 2	5 年度	平成 26 年度		
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	
0 %	278	33,710	180	37,432	
1 0 %	_	16,136	_	16,273	
2 0 %	8,491	47,165	7,807	46,368	
3 5 %	_	5,434		5,558	
5 0 %	6,853	3,035	7,757	2,201	
7 0 %	_	_	_	1,800	
7 5 %	_	10,175	_	9,656	
1 0 0 %	699	42,757	699	41,722	
1 5 0 %	_	566	_	944	
250%	_	79	_	83	
1,250%	_	_		_	
その他	_	_	_	_	
小計	16,322	159,061	16,444	162,041	
	175,	384	178,48	36	

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減方法	適格金融	資産担保	保	証	クレジット・	デリバティブ
ポートフォリオ	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	5,284	4,529	5,132	10,890	_	_
①ソブリン向け	_	_	2,093	7,445	_	_
②金融機関向け	_	_	_	200	_	_
③法人等向け	3,194	2,639	_	_	_	_
④中小企業等・個人向け	2,042	1,799	2,902	3,119	_	_
⑤抵当権付住宅ローン	5	2	_	_	_	_
⑥不動産取得等事業向け	0	1	_	_	_	_
⑦ 3 ヵ月以上延滞等	_	_	6	4	_	_
⑧上記以外	41	86	130	120	_	_

⁽注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成 25 年度	平成 26 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	2	3

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の	の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の	の効果を勘案した後の与信相当額
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①派生商品取引合計	7	22	7	22
(i) 外国為替関連取引	7	18	7	18
(ii)金利関連取引	_	4	_	4
(iii)金関連取引	_	_	_	_
(iv)株式関連取引	_	_	_	_
(v) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_
(vi)その他コモディティ関連取引	_	_	_	_
(vii)クレジット・デリバティブ	_	_	_	_
②長期決済期間取引	_	_	_	_
合 計	7	22	7	22

⁽注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- イ. オリジネーターの場合 該当する取引はありません。
- 口. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

		平成 2	5 年度	平成 26 年度		
		オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	
証券化エクスポージャーの額		362	_	48	_	
(i)カ	」ードローン	_	_	_	_	
(ii)住	宅ローン	62	_	48	_	
(iii)自	動車ローン			_	_	

- b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。
- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
 - a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

		エクスポー	ジャー残高		所要自己資本の額				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 2	5 年度	平成 26 年度		
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	
20%	62	_	48	_	0	_	0	_	
50%	300	_	_	_	6	_	_	_	
100%	_	_	_	_	_	_	_	_	
1,250%	_	_	_	_	_	_	_	_	
(i)カードローン	_	_	_	_	_	_	_	_	
(ii) 住宅ローン	_	_	_	_	_	_	_	_	
(iii) 自動車ローン	_	_	_	_	_	_	_	_	

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4% 2. [1,250%] 欄の (i) \sim (ii)) は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。
 - b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。
- ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

₩ 4						平成 2	5 年度	平成 26 年度		
△ 刀			貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価				
上	場	場株		式	等	634	634	1,234	1,234	
非	上	場株		式	等	570	_	570	_	
合				, in the second	計	1,205	634	1,805	1,234	

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			平成 25 年度	平成 26 年度
売	却	益	55	_
売	却	損		_
償		却	2	_

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成 25 年度	平成 26 年度	
評	価	損	益	210	459	

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				平成 25 年度	平成 26 年度
評	価	損	益	_	_

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	運 用 勘 定			調達勘定		
区分	金利り	スク量	区分	金利リスク量		
<u></u> Б л	平成 25 年度	平成 26 年度	스 刀	平成 25 年度	平成 26 年度	
貸 出 金	361	364	定期性預金	43	42	
有 価 証 券 等	308	310	要 求 払 預 金	76	83	
預 け 金	38	11	そ の 他	_	_	
コールローン等	_	_	調達勘定合計	119	125	
そ の 他	2	1				
運用勘定合計	708	686				
銀行勘定の全利リフク	580	E61				

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と回渡勘定の金利リスク量を相致して算定します。
 銀行勘定の金利リスク(561百万円)= 運用勘定の金利リスク量(686百万円)- 調達勘定の金利リスク量(125百万円)

1. リスク管理債権の状況 リスク管理債権の手当は、万全です!

平成27年3月末において、当金庫の破綻先債権は1億41百万円、延滞債権は96億19百万円、貸出条件緩和債権は86百万円、合計98億46百万円となっております。リスク管理債権合計額98億46百万円のうち、担保・保証等により54億7百万円が保全されており、また、債権ごと個々に積んでいる引当金が29億48百万円あり、リスク管理債権に対する保全率は84.86%と

高い水準にあります。さらに、信用金庫の自己資本ともいえる会員勘定に、特別積立金44億70百万円(うち目的積立金20百万円)を積み立てておりますので、当金庫のリスク管理債権に対する備えは万全となっております。

「とねしん」は、今後も経営管理体制を充実させ、 リスク管理を徹底し、皆様に安心してお取引いただ ける健全な経営体質の構築に努めます。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分		残 高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B + C)/(A)
破綻先債権	平成 25 年度	143	108	35	100.00
破 綻 先 債 権	平成 26 年度	141	98	42	100.00
延滞債権	平成 25 年度	9,637	5,277	2,845	84.28
延 滞 債 権	平成 26 年度	9,619	5,236	2,903	84.61
3ヵ月以上延滞債権	平成 25 年度	25	25	0	100.00
3 刀月以工 些 布 頂 惟	平成 26 年度	_	_	_	_
貸出条件緩和債権	平成 25 年度	99	75	0	75.56
貝山米叶板仙貝惟	平成 26 年度	86	73	2	87.97
	平成 25 年度	9,906	5,486	2,880	84.47
	平成 26 年度	9,846	5,407	2,948	84.86

※比率は円単位で計算しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別精算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 - 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 - 3.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に 引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 - 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 - 8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

2. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法に基づく資産の査定結果

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」に基づき、資産の査定結果について以下のとおり開示いたします。

なお、ここでいう債権には貸出金以外の債権も含んでおりますので、「リスク管理債権(貸出金のみ対象)」とは 合計額が異なります。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

平成 26 年度

平成 25 年度

平成 26 年度

(単位:百万円、%)

					保全額(B)			
			開示残高 (A)		担保・保証等 による回収見 込額(C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D)∕(A−C)
	金融再生法上の不良債権	平成 25 年度	9,916	8,376	5,495	2,880	84.48	65.17
3	正照丹土広土の个反原惟	平成 26 年度	9,851	8,361	5,412	2,948	84.87	66.41
	破産更生債権及び	平成 25 年度	3,105	3,105	2,456	648	100.00	100.00
	これらに準ずる債権	平成 26 年度	2,853	2,853	2,203	650	100.00	100.00
	危険債権	平成 25 年度	6,685	5,171	2,938	2,232	77.34	59.57
		平成 26 年度	6,912	5,431	3,136	2,295	78.58	60.79
	要管理債権	平成 25 年度	125	100	100	0	80.56	0.20
	安官连頂惟	平成 26 年度	86	75	73	2	87.92	20.14
		平成 25 年度	78.649				※比率は円単位で	で計算しています。

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 - 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

3. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

81,206

88,565

91,058

(単位:百万円)

			平成 25 年度	Ę		平成 26 年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期派	述少額	期末残高
	州日次同		目的使用	その他	别不没同	カロス同	一州坦川铁	目的使用	その他	别不没同
一 般 貸 倒 引 当 金	387	321	_	387	321	321	347	_	321	347
個別貸倒引 金	2,490	2,880	270	2,220	2,880	2,880	2,945	662	2,218	2,945
合 計	2,878	3,202	270	2,607	3,202	3,202	3,293	662	2,539	3,293

4. 貸出金償却の額

正

合

(単位:千円)

				(+1\pi 11.1)
項		B	平成 25 年度	平成 26 年度
貸償	出却	金 額	278,895	60,979

●預金科目別残高 (単位:百万円、%)

—————————————————————————————————————	平成 2	5 年度	平成 2	6 年度
전	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	805	0.4	940	0.5
普 通 預 金	52,941	32.1	56,017	33.5
貯 蓄 預 金	999	0.6	963	0.5
通 知 預 金	239	0.1	45	0.0
その他の預金	691	0.4	731	0.4
定 期 預 金	101,168	61.3	100,320	60.0
(固定金利定期預金)	(100,458)	(60.9)	(99,640)	(59.6)
(変動金利定期預金)	(57)	(0.0)	(59)	(0.0)
(そ の 他 定 期 預 金)	(2)	(0.0)	(2)	(0.0)
定 期 積 金	7,988	4.8	8,154	4.8
譲渡性預金	_	_	_	_
	164,835	100.0	167,172	100.0

●流動性預金、定期性預金等の平均残高

(单位:百万円、%)

		科	■		平成 2	5 年度	平成 26 年度		
		14	=		平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流	動	性	預	金	55,827	33.4	57,949	34.4	
定	期 性		預	金	110,909	66.4	109,850	65.3	
そ	の	他	の 預	金	275	0.1	270	0.1	
譲	渡	性	預	金	_	_	_	_	
		合	it .		167,011	100.0	168,069	100.0	

- ◆ 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 ◆定期性預金=定期預金+定期積金 ◆ その他の預金=別段預金+納税準備預金 ◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●預金者別·会員会員外別残高

(単位:百万円、%)

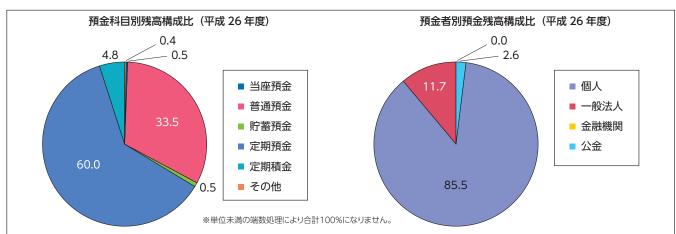
		科	B			平成 2	25 年度	平成 2	6 年度
		14				残 高	構成比	残 高	構成比
個					人	142,803	86.6	143,077	85.5
_		般	法		人	18,258	11.0	19,681	11.7
金		融	機		関	46	0.0	37	0.0
公					金	3,725	2.2	4,376	2.6
		合	計			164,835	100.0	167,172	100.0
(会			員)	(52,071)	(31.5)	(53,904)	(32.2)
(会	員		外)	(112,763)	(68.4)	(113,268)	(67.7)

●財形貯蓄残高

(単位:百万円、%)

		ΞN	-			平成 2	5 年度	平成 2	6 年度
	사 目					残 高	構成比	残高	構成比
財	形	貯	蓄	預	金	651	0.3	618	0.3

※構成比は、総預金残高に対しての割合を表示してあります。



●貸出金科目別残高 (単位:百万円、%)

			科	В				平成 2	5 年度	平成 2	6 年度
			14					残 高	構成比	残 高	構成比
割		弓			手		形	173	0.1	156	0.1
手		形 貸 付					付	4,062	4.5	4,469	4.9
証	書 貸 付			付	82,075	92.8	84,060	92.4			
当		座	<u> </u>		貸		越	2,067	2.3	2,203	2.4
			合	計				88,380	100.0	90,889	100.0
(う	ち	変	動	金	利)	(31,464)	(35.6)	(28,950)	(31.8)
	う	5	固	定	金	利)	(56.915)	(64.3)	(61.939)	(68.1)

●貸出金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

	科	B		平成 2	5 年度	平成 26 年度		
	14			平均残高	構成比	平均残高	構成比	
割	引	手	形	179	0.2	169	0.1	
手	形	貸	付	4,342	5.1	4,083	4.5	
証	書	貸	付	77,623	92.3	83,695	93.1	
当	座	貸	越	1,867	2.2	1,913	2.1	
	合	計		84,012	100.0	89,860	100.0	

[◆] 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		平成 25 年度			平成 26 年度	
業種区分 	先 数	残高	構成比	先 数	残 高	構成比
製造業	99	3.872	4.3	91	3,850	4.2
農業、林業	46	335	0.3	49	337	0.3
漁業	1	11	0.0	1	11	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	276	0.3	4	208	0.2
建	210	4,049	4.5	198	3,799	4.1
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	5	222	0.2	5	481	0.5
情 報 通 信 業	2	175	0.1	2	191	0.2
運輸業、郵便業	22	439	0.4	22	616	0.6
	209	6,677	7.5	209	6,720	7.3
金融業、保険業	10	7,649	8.6	12	8,948	9.8
不 動 産 業	51	5,042	5.7	52	6,106	6.7
物品質賞業	1	14	0.0	1	13	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	9	102	0.1	9	99	0.1
宿 泊 業	128	7,539	8.5	124	7,103	7.8
飲 食 業	78	1,355	1.5	76	1,289	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	33	3,958	4.4	30	3,591	3.9
教 育 、 学 習 支 援 業	3	427	0.4	3	404	0.4
医療、福祉	27	3,513	3.9	26	3,956	4.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	100	10,699	12.1	104	10,021	11.0
小 計	1,038	56,362	63.7	1,018	57,753	63.5
地 方 公 共 団 体	12	12,179	13.7	12	13,799	15.1
個 人(住 宅、消 費、納 税 資 金 等)	5,745	19,837	22.4	5,534	19,337	21.2
合 計	6,795	88,380	100.0	6,564	90,889	100.0

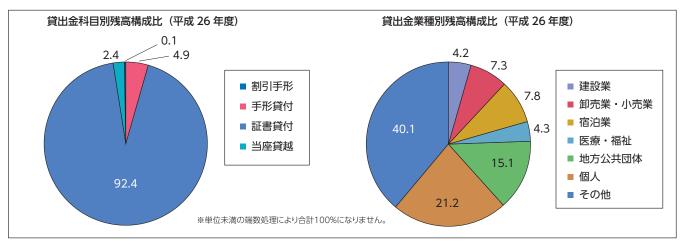
[※] 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●会員会員外貸出金残高

(単位:百万円、%)

	∓ N □		平成 2	.5 年度	平成 26 年度		
	1 11 ⊟		残 高	構成比	残 高	構成比	
会		員	57,609	65.1	57,191	62.9	
会	員	外	30,770	34.8	33,698	37.0	
	合 計		88,380	100.0	90,889	100.0	

※構成比は、総預金残高に対しての割合を表示してあります。



●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%) 平成 25 年度 構成比 構成比 設 備 資 32,356 36.6 31,725 34.9 金 運 資 金 56,024 63.3 59,164 65.0 88,380 100.0 90,889 100.0 合 計

●消費者ローン・住宅ローン残高

(单位:百万円、%)

					平成 2	5 年度	平成 26 年度		
					残 高	構成比	残 高	構成比	
消	費	者	_	ン	2,623	2.9	3,041	3.3	
住	住 宅 ロ ー ン		ン	12,680	14.3	12,197	13.4		

●貸出金担保別内訳

(単位:百万円、%)

							平成 2	5 年度	平成 2	6 年度
							残 高	構成比	残 高	構成比
当	金	庫	預	金	積	金	2,674	3.0	2,547	2.8
有		価		証		券	47	0.0	15	0.0
動						産	_	_	197	0.2
不			動			産	19,519	22.0	18,019	19.8
そ			の			他	_	_	_	_
			計				22,241	25.1	20,779	22.8
信	用保	証協	会•	信	用	保 険	14,717	16.6	14,018	15.4
保						証	16,936	19.1	17,439	19.1
信						用	34,483	39.0	38,651	42.5
		合	計				88,380	100.0	90,889	100.0

●代理貸付残高の内訳

(単位:百万円、%)

	平成 2	5 年度	平成 26 年度			
	残 高	構成比	残高	構成比		
信金中央金庫	_	_	_	_		
日本政策金融公庫(中小企業金融)	_	_	_	_		
日本政策金融公庫(国民生活金融)	91	4.0	73	3.8		
日本政策金融公庫(農林漁業金融)	291	13.0	260	13.7		
住 宅 金 融 支 援 機 構	1,830	82.0	1,548	81.6		
そ の 他	16	0.7	15	0.7		
合 計	2,230	100.0	1,897	100.0		

●債務保証残高の内訳

(単位:百万円、%)

	平成 2	25 年度	平成 26 年度			
	残 高	構成比	残 高	構成比		
信金中央金庫	_	_	_	_		
日本政策金融公庫(中小企業金融)	_	_	_	_		
日本政策金融公庫(国民生活衛生)	24	30.3	21	33.3		
日本政策金融公庫(農林漁業金融)	26	32.9	23	36.5		
日本政策金融公庫(国金教育貸)	11	13.9	9	14.2		
そ の 他	17	21.5	8	12.6		
	79	100.0	63	100.0		

[※] 構成比は、千円単位で計算しています。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円、%)

										平成 2	5 年度	平成 26 年度				
										残高	構成比	残高	構成比			
当	:	金	庫		預	金	Ħ	責	金	0	0.2	_	_			
不					動				産	8	10.8	6	10.1			
信	用	保	証	協	会・	信	用	保	険	16	20.2	15	24.6			
保									証	51	64.3	38	60.9			
信									用	3	4.2	2	4.3			
				合	計					79	100.0	63	100.0			

[※] 構成比は、千円単位で計算しています。

[※] 構成比は、総貸出金残高に対しての割合を表示してあります。 ※ 住宅ローンは、個人住宅関連の長期資金総額から住宅関連の消費者ローンを除いた金額を表示してあります。

●有価証券の種類別残高

4 2 4 4

7,589

22,307

13.669

1,651

50,116

431

15.1

44.5

27.2

0.8

3.2

0.4

100.0

8,260

20,843

13.513

3,542

52,486

282

971

債

尤

計

玉

地 方 債

社

株

合

短期社債

外 国 証 券

投資信託

その他の証券

(単位	立:百万円、%)
成 2	6 年度
	構成比
	9.6
	15.7
	_
	39.7
	1.8
	25.7
	6.7

100.0

有価証券の種類別平均残高

●有価証券	の種類別平	均残高	(単位	立:百万円、%)	
	平成 2	5 年度	平成 2	.6 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	3,908	7.3	4,464	8.6	
地 方 債	8,460	15.8	7,828	15.1	
短 期 社 債	_	_	_	_	
社 債	25,262	47.4	21,436	41.5	
株 式	275	0.5	405	0.7	
外 国 証 券	13,982	26.2	14,642	28.3	
投資信託	1,191	2.2	2,680	5.1	
その他の証券	155	0.2	154	0.2	
合 計	53 236	100.0	51 611	100.0	

●有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

		平成 25 年度									平成 26 年度							
		1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7年超 10年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計	
玉	債	452	94	_	211	3,485	_	_	4,244	93	_	_	1,482	3,496	_	_	5,072	
地	方 債	637	442	211	_	6,188	110	_	7,589	437	103	105	3,059	4,441	113	_	8,260	
短	期社債	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
社	債	2,706	4,509	5,815	3,714	1,829	3,731	_	22,307	2,282	5,931	5,113	1,990	2,143	3,382	_	20,843	
株	式	_	_	_	_	_	_	431	431	_	_	_	_	_	_	971	971	
外	国 証券	599	1,788	1,393	300	524	9,063	_	13,669	670	1,310	1,595	730	676	8,529	_	13,513	
投	資 信 託	_	_	_	_	_	_	1,651	1,651	_	_	_	_	_	_	3,542	3,542	
そ	の他の証券	_	_	_	_	_	_	223	223	_	_	_	_	_	_	282	282	

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

						(+14 - 0/31 3/
4年 米百		平成 25 年度			平成 26 年度	
性 規	貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
国債	_	_	_	_	_	_
地方債		_	_	_	_	_
短期社債	_	_	_	_	_	_
社 債	2,112	2,200	87	2,320	2,518	198
その他	7,449	8,071	622	7,349	7,813	464
小計	9,561	10,272	710	9,669	10,331	662
国債	_	_	_	_	_	_
地方債	_	_	_	_	_	_
短期社債	_	_	_	_	_	_
社 債	1,000	973	△ 26	300	297	△ 2
その他	4,980	4,735	△ 245	3,400	3,245	△ 154
小 計	5,980	5,708	△ 272	3,700	3,543	△ 156
†	15,542	15,980	437	13,369	13,874	505
	地方債 短期社債 社債 その他 小 計 国債 地方債 短期社債 社債 その他	種 類 貸借対照表計上額 国債 ―― 地方債 ―― 短期社債 ―― 社債 2,112 その他 7,449 小 計 9,561 国債 ―― 地方債 ―― 地方債 ―― がおける情 ―― 地方債 ―― がは債 ーー 社債 1,000 その他 4,980 小 計 5,980	種類 平成 25 年度 国債 - 一 地方債 - 一 短期社債 - 一 その他 7,449 8,071 小 計 9,561 10,272 国債 - 一 地方債 - 一 短期社債 - 一 その他 4,980 4,735 小 計 5,980 5,708	平成 25 年度 国債 一 一 一 地方債 一 一 一 短期社債 一 一 一 その他 7,449 8,071 622 小 計 9,561 10,272 710 国債 一 一 一 地方債 一 一 一 をの他 4,980 4,735 △ 245 小 計 5,980 5,708 △ 272	種類 平成 25 年度 国債 ー	

⁽注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. その他有価証券

(単位:百万円)

	種類		平成 25 年度			平成 26 年度	
	性 規	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
	株式	401	258	143	873	540	332
	債 券	27,797	26,971	825	28,057	27,045	1,012
	国 債	4,144	4,043	100	4,873	4,694	179
貸借対照表計上額が取得	地方債	7,489	7,259	230	8,061	7,731	329
原価を超えるもの	短期社債	_	_	_	_	_	
	社 債	16,162	15,668	494	15,122	14,618	503
	その他	2,019	1,874	145	4,671	4,237	434
	小 計	30,218	29,104	1,114	33,602	31,822	1,779
	株式	12	13	△1	78	80	△1
	債 券	3,231	3,249	△ 18	3,498	3,512	△ 14
	国 債	99	100	△ 0	198	199	△1
貸借対照表計上額が取得	地方債	99	99	△0	198	200	△1
原価を超えないもの	短期社債	_	_	_	_	_	_
	社 債	3,032	3,049	△ 17	3,100	3,112	△ 12
	その他	1,094	1,144	△ 49	1,918	2,000	△ 81
	小計	4,338	4,407	△ 69	5,495	5,593	△ 98
合	it .	34,557	33,511	1,045	39,097	37,416	1,681

⁽注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

					平成 25 年度	平成 26 年度
					貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非	上	場	株	式	17	19
組	合	出	資	金	_	_
		合 計			17	19

▶金銭の信託の時価情報

満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

			平成 2	5 年度			平成 26 年度						
貸借対照表計上額	時	価	差	額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価		差	額	うち時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表 計上額を超えないもの
300		300			_	_	_	_	-			_	_

⁽注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

オフバランス取引状況…該当する取引はありません。 デリバティブ取引…該当する取引はありません。 先物取引の時価情報…該当する取引はありません。

オプション取引の時価情報…該当する取引はありません。 商品有価証券取引及び種類別平均残高…該当する取引は ありません。

公共債ディーリング実績…該当する取引はありません。 外国為替取扱高…外貨両替のみお取扱しております。 外貨建資産残高…該当する取引はありません。

信金中央金庫のご案内



信金中央金庫

~信用金庫のセントラルバンク~

Shinkin Central Bank

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金 庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関で あり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて 31 兆 2,519 億円(平成 27 年 3 月末残高)、総資産は 33 兆 2,692 億円(同)にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあ ります。

地域金融に貢献

信金中金

- ●資産運用額
- ・・・・・・33 兆 410 億円
- ●単体自己資本比率 (国内基準)
 - • • • • 36.46%

• • • • • • • 0.73%

- ●単体不良債権比率

上記計数は、平成27年3月末現在



強固なネットワー

信用金庫

- ●預金量
- ・・・・・131 兆 9,433 億円
- ●信用金庫数
- ●役職員数
- ・・・・・・11万1,477人

上記計数は、平成27年3月末現在

個別金融機関としての役割

- ①総合的な金融サービスを提供する金融機関 預貸金業務、金融債発行業務、為替業務など
- ②わが国有数の機関投資家 総額約33兆円の運用資産を有し、金融証券 市場を中心に運用
- ③地域社会に貢献する金融機関 地方公共団体、地元企業、PFI等への直接 貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

- ①信用金庫の業務機能の補完
 - ・信用金庫のネットワークを活用した顧客基盤 の拡充支援
 - ・信用金庫と共同での経営改善支援、地域活性 化コンサルティング
 - 信用金庫顧客の海外進出支援
- ②信用金庫業界の信用力の維持・向上

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ 信託・証券業務 金融関連業務 その他の業務 ステムセンター(株) しんきん情報 株

格 付

格 付 機 関	長期格付
ム — ディ — ズ (M o o d y ' s)	A 1
ス タ ン ダ ー ド & プ ア ー ズ(S & P)	A +
格付投資情報センター(R&I)	A +
日本格付研究所(JCR)	АА

平成 27 年 5 月末現在

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づき作成しておりますが、 その記載事項は以下のページに掲載しております。

1.	金庫の概況及び組織に関する事項	
	(1)	事業の組織 ・・・・・・11
	(2)	理事・監事の氏名及び役職名・・・・・・・11
	(3)	事務所の名称及び所在地・・・・・・・11・12
	(4)	当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に
		関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	金庫	の主要な事業の内容・・・・・・・・・・・ 25
3.	金庫	の主要な事業に関する事項
	(1)	直近の事業年度における事業の概況 ・・・・・・33
	(2)	直近の5事業年度における主要な事業の状況
		①経常収益・・・・・・・・・・・40
		②経常利益又は経常損失40
		③当期純利益又は当期純損失・・・・・・・40
		④出資総額及び出資総□数 · · · · · · · · 40
		⑤純資産額 · · · · · · · 40
		⑥総資産額 · · · · · · 40
		⑦預金積金残高 · · · · · · 40
		⑧貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		⑨有価証券残高 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		⑩単体自己資本比率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		①出資に対する配当金・・・・・・・・・・・40 ②職員数・・・・・・・・・・・40
	(2)	_ ,,,,
	(3)	直近の2事業年度における事業の状況 ①主要な業務の状況を示す指標
		ア. 業務粗利益及び業務粗利益率・・・・・・・・40
		イ、資金運用収支、役務取引等収支及び
		その他業務収支・・・・・・・40・41
		ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均
		残高、利息、利回り及び総資金利鞘・・・40・41
		工. 受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・40
		才.総資産経常利益率・・・・・・・・・41
		力. 総資産当期純利益率・・・・・・・・・・41
		②預金に関する指標
		ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
		その他の預金の平均残高・・・・・・49
		イ. 固定・変動金利定期預金及び
		その他の区分ごとの定期預金の残高・・・・・49
		③貸出金等に関する指標
		ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高・・・・・・・・50
		イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高・・・・・・・・・・・・50
		ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、
		り、担保の権規が、自立単独立領立、有価証券、 動産、不動産、保証及び信用の区分)の
		動産、不動産、保証及び信用の区別)の 貸出金残高及び債務保証見返額・・・・・・51
		其山並茂同及び関防保証党及領 ************************************
		オ、業種別の貸出金の残高及び
		貸出金総額に占める割合 ・・・・・・50
		力. 預貸率の期末値及び期中平均値・・・・・・・41

	ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品
	地方債、商品政府保証債及び貸付商品債
	券の区分)の平均残高 ‥‥ 該当ありません
	イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、
	株式、外国証券、その他の証券並びに
	貸付有価証券の区分)の残高52
	ウ. 預証率の期末値及び期中平均値・・・・・・41
4. 金庫	動の事業の運営に関する事項
	- リスク管理の体制 · · · · · · · · · · · · · · 21 · 22
(2)	法令等遵守の体制・・・・・・・19
(2)	金融 ADR 制度への対応・・・・・・・20
(5)	
	の直近の2事業年度における財産の状況
(1)	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
	又は損失金処理計算書34~38
(2)	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
	①破綻先債権に該当する貸出金47
	②延滞債権に該当する貸出金 ・・・・・・47
	③ 3 ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 ・・・・・・47
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金47
(3)	自己資本(基本的項目に係る細目を含む)の充実の状況
	①自己資本の状況・・・・・・・42
	②バーゼルⅢ第3の柱における
	「自己資本の充実の状況について」・・・・・・43~46
(4)	次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
	時価及び評価損益
	①有価証券 · · · · · · · 52
	②金銭の信託52
	③規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引・・・52
(5)	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ・・・・・48
(6)	貸出金償却の額48
(7)	貸借対照表・損益計算書及び
	剰余金処分計算書等について
	会計監査人の監査を受けている旨・・・・・・39
6. 報酬	等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は
	の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁
	が別に定めるもの ······37
ΙXΕ	3/
7. 事業	年度の末日において、重要事象等が存在する場合に

は、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容・・・・・該当ありません

④有価証券に関する指標

とねしんを もっと 身近に。

とねしんレポート2015

あなた とまち とフェイス



* 対根郡信用金庫 http://www.toneshin.co.jp







